

第3次光市障害者福祉基本計画（改定）
及び第6期光市障害福祉計画

令和3年3月
光市

やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり
～共生社会の実現にむけて～



本市では、平成30年3月に「第3次光市障害者福祉基本計画及び第5期光市障害福祉計画」を策定し、基本理念で掲げた「やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり～共生社会の実現に向けて～」を具現化するため、地域生活支援拠点の整備や相談支援体制の充実、また、福祉、保健、教育、雇用、生活環境の整備など、障害者福祉施策のさまざまな分野にわたって包括的な取組を推進してまいりました。

近年の新型コロナウイルス感染症は、社会や経済に大きな影響を与えており、障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、公的なサービスの充実に加え、地域のあらゆる住民が役割を持ち、多様性を認め、地域全体で支え合う「地域共生社会」の実現がより一層求められます。

こうした中、本市におきましては、引き続き、市と市民、地域の関係団体、事業所等の連携・協働により、障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、第3次光市障害者福祉基本計画の改定及び第6期光市障害福祉計画の策定をいたしました。感染症の拡大や新しい生活様式の普及などにより、障害福祉を取り巻く環境も大きく変化しておりますが、障害のある人、障害のない人が、お互いに理解しながら、また、お互いを尊重しながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう計画に掲げた施策を着実に進めてまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市議会や光市地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、各調査にご協力をいただきました市民、障害福祉事業所、総合支援学校等の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

令和3年3月

光市長 市川 熙

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の基本理念	3
第3節 計画の位置付け	3
第4節 計画の期間	5
第5節 計画の策定体制	6
第2章 障害者の現状とアンケート調査の結果	7
第1節 障害者の状況	
1 障害者手帳所持者数の推移	8
2 身体障害児・者の状況	9
3 知的障害児・者の状況	12
4 精神障害者の状況	14
5 発達障害者の状況	17
6 障害支援区分の認定状況（令和2年4月現在）	18
第2節 アンケート調査の結果	
1 アンケート調査の概要	20
2 アンケート調査結果の要点	21
第3章 計画の基本的考え方と分野別施策（障害者福祉基本計画）	33
第1節 障害者福祉基本計画とは	34
第2節 計画の基本目標及び基本的視点	
1 計画推進の基本目標	35
2 施策推進の基本的視点	36
施策の体系	38

第3節	分野別施策	
1	理解促進	40
2	生活支援	46
3	生活環境	53
4	雇用・就労	57
5	教育・文化	61
第4章	障害福祉サービス等の円滑な推進（障害福祉計画）	67
第1節	障害福祉計画とは	68
第2節	障害福祉サービス等の数値設定に当たっての基本的考え方	
1	計画の基本的視点	69
2	第5期計画から第6期計画へ	70
3	見込量算定に当たっての基本的考え方	71
	障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系	72
第3節	障害福祉サービス等の量の見込み	
1	訪問系サービス	74
2	日中活動系サービス	77
3	居住系サービス	82
4	相談支援	84
5	障害児支援	86
6	地域生活支援事業	89
第4節	障害福祉サービス等の目標値の設定及び目標達成のための方策	
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	97
2	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	98
3	福祉施設から一般就労への移行等	98
4	障害児支援の提供体制の整備等	100
5	相談支援体制の充実・強化等	100
6	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	100
7	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	101

第5章 計画の推進と進行管理 103

第1節 計画の推進体制104

第2節 広報・啓発活動の推進104

第3節 計画の進行管理105

資料 107

参考資料108

光市障害者福祉基本計画等策定協議会設置要綱110

光市障害者福祉基本計画等策定協議会委員名簿112

光市地域自立支援協議会設置要綱113

光市地域自立支援協議会委員名簿115

第 1 章 計画策定に当たって

第 1 節 計画策定の趣旨

第 2 節 計画の基本理念

第 3 節 計画の位置付け

第 4 節 計画の期間

第 5 節 計画の策定体制

第1節 計画策定の趣旨

平成18年(2006年)12月に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」では、障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めています。我が国ではこの条約を締結するため、平成24年に障害者総合支援法、平成25年に障害者差別解消法の制定など法整備を進め、障害のある人が社会に参加することや、障害を理由とするあらゆる差別を解消するための取組を加速化し、平成26年1月に条約の締結国となり、現在は、国際基準において障害のある人の権利の実現や権利を守る取組が進められています。

また、障害者基本法では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(以下「共生社会」という。)の実現に向け、障害のある人の自立及び社会参加の支援等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、市(地域)における障害者の状況等を踏まえ、障害のある人のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとしています。

このため、本市では平成30年3月に障害者基本法に基づく第3次障害者福祉基本計画(平成30年度～令和2年度)を策定し、共生社会の実現に向け、「やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり～共生社会の実現にむけて～」を基本理念に、障害のある人と障害のない人がお互いを理解し合うための施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

こうした中、第3次障害者福祉基本計画及び第5期障害福祉計画の計画期間が終了することに伴い、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、「第3次光市障害者福祉基本計画」については計画期間の延伸を含めた改定を行い、「第6期障害福祉計画」については国や県の指針を踏まえて策定することとしました。

本計画は、障害者基本法の基本理念である「共生社会の実現」に向けて、「障害者福祉基本計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体化した、実効性のある計画として策定するものです。

第2節 計画の基本理念

本市では、第2次光市総合計画のもと、20年後の本市の目指す将来像である「ゆたかな社会」の実現のため、さまざまな分野において施策を推進しています。

障害福祉施策においては、光市総合計画のほか、障害者基本法等の関係法令を踏まえて策定した「第3次光市障害者福祉基本計画及び第5期光市障害福祉計画」に基づき、障害者福祉に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する体制を構築しています。

こうしたことから、「第3次光市障害者福祉基本計画」の改定に当たっては、障害者基本法の基本理念である「共生社会の実現」を通じて、本市の目指す将来像「ゆたかな社会」の具現化を目指すため、引き続き「やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり～共生社会の実現にむけて～」の基本理念により、取組を進めていきます。「第6期光市障害福祉計画」についても基本理念や考え方を共有することで、総合的かつ計画的に取組を推進します。

基本理念

やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり

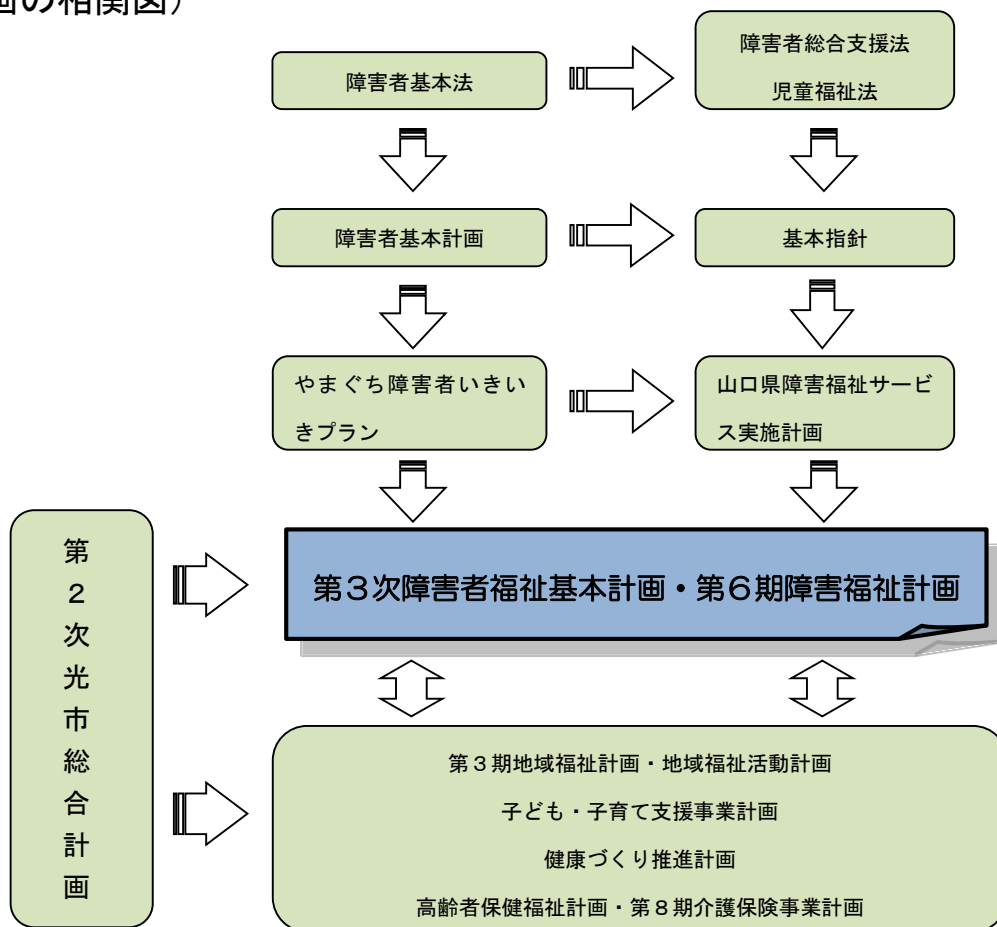
～共生社会の実現にむけて～

第3節 計画の位置付け

本計画のうち、第3章を障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、第4章を障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けます。

また、国の「障害者基本計画」や山口県の「やまぐち障害者いきいきプラン」、「山口県障害福祉サービス実施計画」を踏まえ、「第2次光市総合計画」はもとより、「第3期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」をはじめとした、本市のその他の計画との調和を図りながら推進します。

(計画の相関図)



障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第 4 節 計画の期間

「第 3 次光市障害者福祉基本計画」は、令和 5 年度まで延伸し、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年を期間とします。

また、「第 6 期光市障害福祉計画」は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年を期間とします。

【計画の期間】	H30	R1	R2	R3	R4	R5
光市障害者福祉基本計画	3次		●	延伸		
光市障害福祉計画	5期			6期		

第5節 計画の策定体制

＜市民意見の聴取＞

本計画を策定するに当たり、障害のある人の実態、サービス利用意向等についてのニーズを把握するとともに、障害のない人の意識の把握を行うため、福祉に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

また、光市地域自立支援協議会委員に社会教育団体等から2名、公募による委員2名を加え、光市障害者福祉基本計画等策定協議会を設置し、共生社会の実現に向けた幅広い意見を聴取しました。なお、第3次光市障害者福祉基本計画の改定及び第6期光市障害者福祉計画の策定に当たっては、光市地域自立支援協議会で意見交換を重ね、パブリックコメントの実施を経て、策定しました。

＜県や周南圏域との連携＞

第3次光市障害者福祉基本計画については、国の「第4次障害者基本計画」や県の「やまぐち障害者いきいきプラン」の基本方針を踏まえ、「第2次光市総合計画」の実現に向けた実施計画として策定します。

第6期光市障害者福祉計画については、山口県との連携のもと、周南圏域（光市、下松市、周南市）での調整を図りながら策定します。

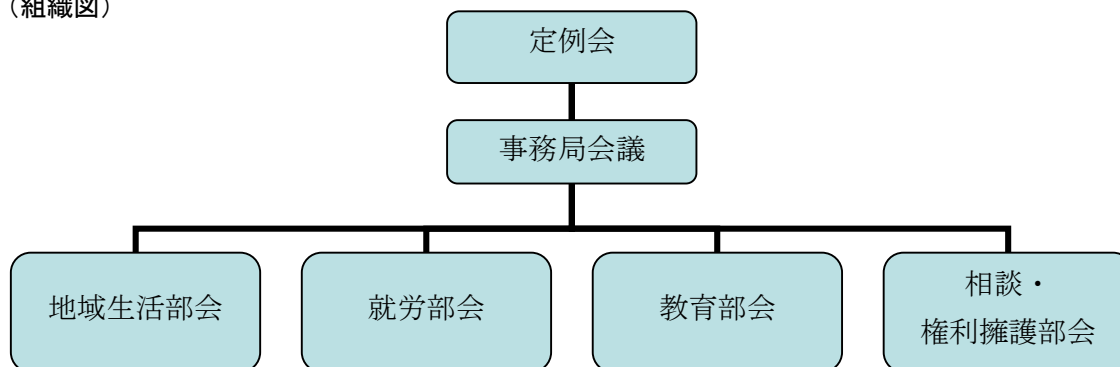
光市地域自立支援協議会

障害者総合支援法（抜粋）

（協議会の設置）

第89条の3 地方公共団体は、単独又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くよう努めなければならない。

（組織図）



第2章 障害者の現状とアンケート調査の結果

第1節 障害者の状況

第2節 アンケート調査の結果

第1節 障害者の状況

1 障害者手帳所持者数の推移

本市における令和2年4月1日現在の人口は50,671人となっています。一方、障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在2,632人で、総人口に占める割合は、5.19%となっています。

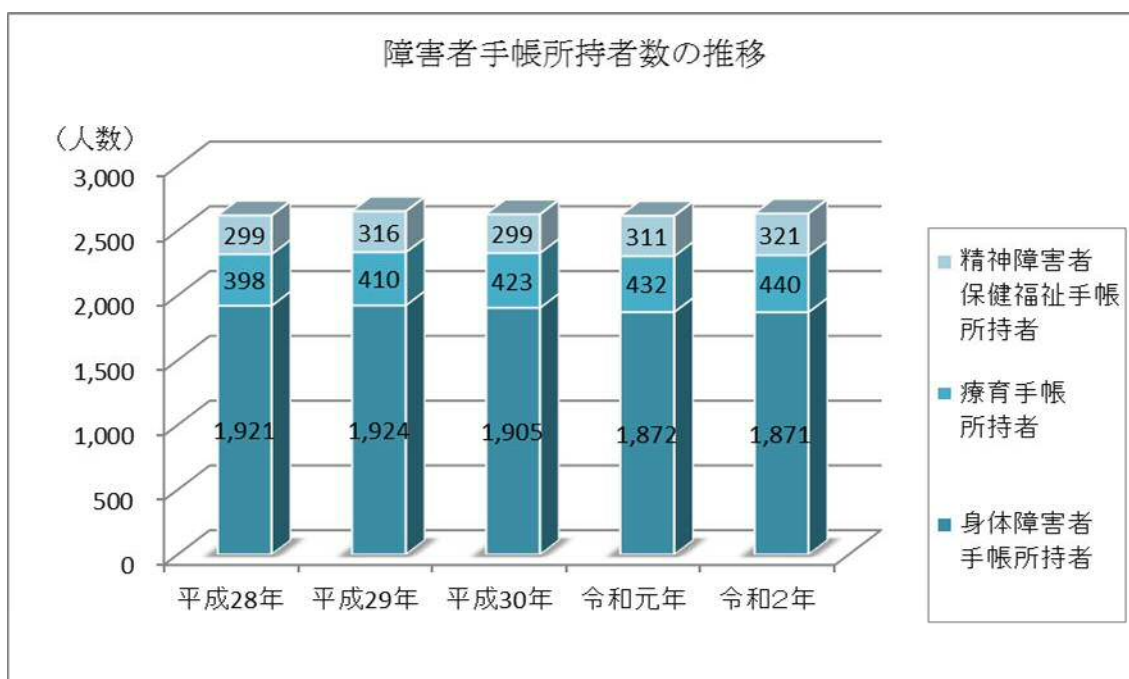
最近5年間の動向を見ると、総人口は3.3%減少しているのに対し、障害者手帳所持者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移

(単位：人、%)

年 度	総人口 (a)	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉手 帳所持者	障害者手帳 所持者 (b)	対人口 (b/a)
平成28年	52,417	1,921	398	299	2,618	4.99
平成29年	52,073	1,924	410	316	2,650	5.09
平成30年	51,602	1,905	423	299	2,627	5.09
令和元年	51,081	1,872	432	311	2,615	5.12
令和2年	50,671	1,871	440	321	2,632	5.19

注) 各年4月1日現在



2 身体障害児・者の状況

(1) 年齢構成別の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在で、1,871人となっています。年齢構成別に見ると、18歳未満のいわゆる障害児は31人(1.6%)、18～64歳は404人(21.6%)、65歳以上は1,436人(76.8%)で、65歳以上の高齢者が7割以上を占めています。

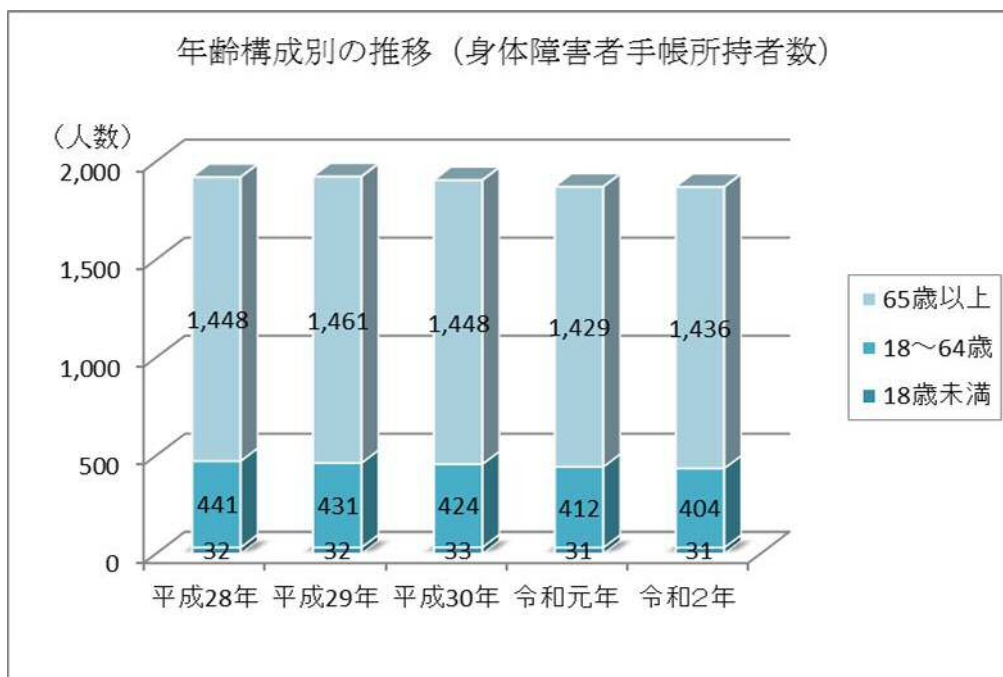
また、最近5年間の動向を見ると、総人口に比例し身体障害者数も減少していますが、65歳以上の高齢者が占める割合は増加しており、身体障害者の高齢化がうかがえます。この傾向は、今後も続くものと予測されます。

■年齢構成別の推移（身体障害者所持者数）

(単位：人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	構成比(%)
18歳未満	32	32	33	31	31	1.6
18～64歳	441	431	424	412	404	21.6
65歳以上	1,448	1,461	1,448	1,429	1,436	76.8
合 計	1,921	1,924	1,905	1,872	1,871	100.0

注) 各年4月1日現在



(2) 等級別の推移

障害の等級別に見ると、1級538人(28.8%)、2級262人(14.0%)、3級372人(19.9%)、4級452人(24.2%)、5級126人(6.7%)、6級121人(6.4%)となっており、1級から3級までの重度の障害者の割合が高く、62.7%を占めています。

また、最近5年間の動向を見ると、若干の増減はありますが、ほぼ横ばいの傾向にあります。

■等級別の推移（身体障害者手帳所持者数）

(単位：人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	構成比(%)
1級	581	581	587	552	538	28.8
2級	263	260	252	252	262	14.0
3級	375	381	372	376	372	19.9
4級	500	490	452	454	452	24.2
5級	111	110	131	122	126	6.7
6級	91	102	111	116	121	6.4
合 計	1,921	1,924	1,905	1,872	1,871	100.0
1・2・3級所持者の割合(%)	63.5	63.5	63.6	63.0	62.6	

注) 各年4月1日現在



(3) 障害部位別の推移

障害部位別に見ると、令和2年4月1日現在、「肢体不自由」が945人（50.5%）と過半数を占めています。以下、「内部障害」643人（34.4%）、「聴覚・平衡機能障害」163人（8.7%）、「視覚障害」95人（5.1%）、「音声・言語機能障害」25人（1.3%）の順になっています。

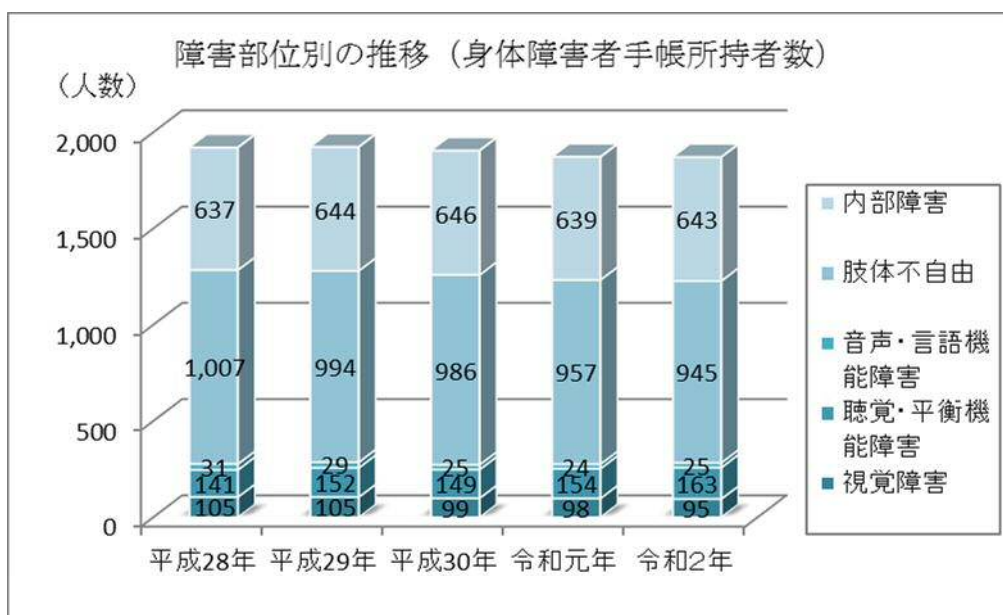
また、最近5年間の動向を見ると、「肢体不自由」は減少傾向、「聴覚・平衡機能障害」は増加傾向にあります。

■障害部位別の推移（身体障害者手帳所持者数）

（単位：人）

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	構成比(%)
視覚障害	105	105	99	98	95	5.1
聴覚・平衡機能障害	141	152	149	154	163	8.7
音声・言語機能障害	31	29	25	24	25	1.3
肢体不自由	1,007	994	986	957	945	50.5
内部障害	637	644	646	639	643	34.4
合 計	1,921	1,924	1,905	1,872	1,871	100.0

注）各年4月1日現在



3 知的障害児・者の状況

(1) 年齢構成別の推移

療育手帳所持者数は、令和2年4月1日現在で、440人となっています。年齢構成別に見ると、18歳未満のいわゆる障害児は85人（19.3%）、18～64歳は315人（71.6%）、65歳以上は40人（9.1%）となっています。

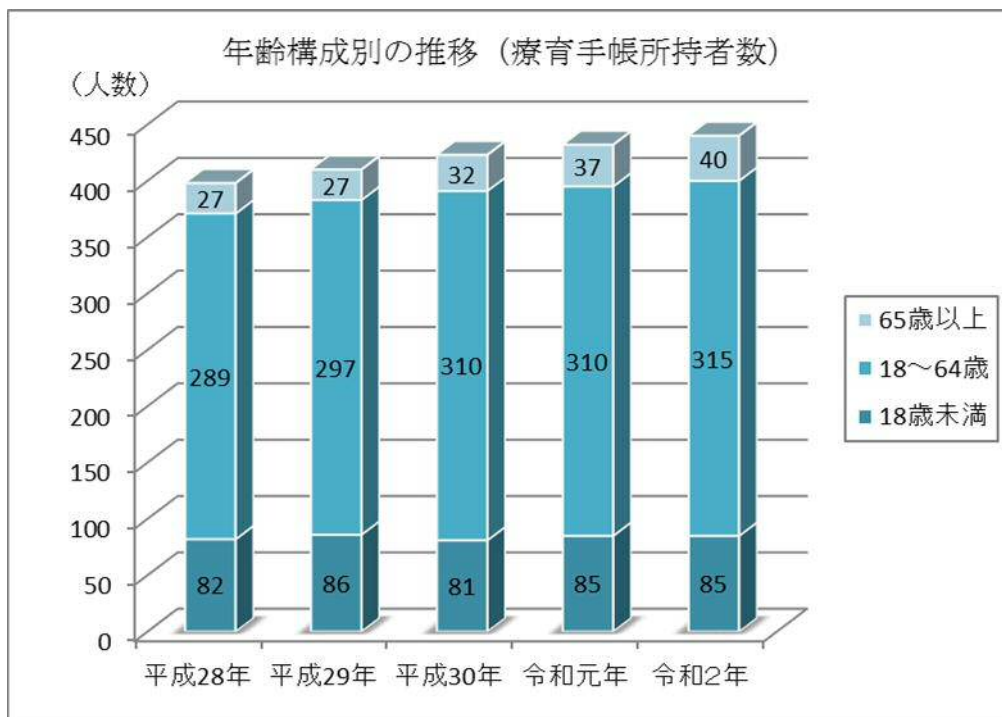
また、最近5年間の動向を見ると、18歳以上の所持者が増加傾向にあります。

■年齢構成別の推移（療育手帳所持者数）

（単位：人）

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	構成比(%)
18歳未満	82	86	81	85	85	19.3
18～64歳	289	297	310	310	315	71.6
65歳以上	27	27	32	37	40	9.1
合 計	398	410	423	432	440	100.0

注) 各年4月1日現在



(2) 障害程度別の推移

障害程度別に見ると、令和2年4月1日現在で、障害の程度が重度の「A」の所持者は194人(44.1%)、障害の程度が中軽度の「B」の所持者は246人(55.9%)となっています。

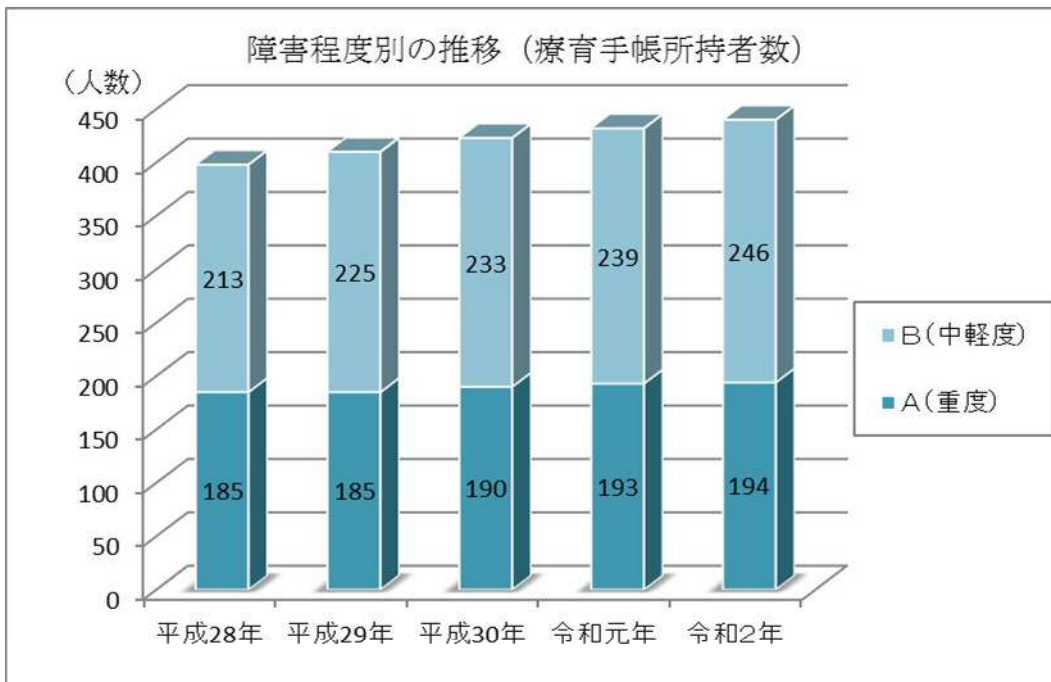
また、最近5年間の動向を見ると、「B」所持者が増加傾向にあることがうかがえます。

■障害程度別の推移（療育手帳所持者数）

(単位：人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	構成比(%)
A（重度）	185	185	190	193	194	44.1
B（中軽度）	213	225	233	239	246	55.9
合 計	398	410	423	432	440	100.0

注) 各年4月1日現在



4 精神障害者の状況

(1) 年齢構成別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年4月1日現在で、321人となっています。年齢構成別に見ると、18～64歳は257人（80.1%）、65歳以上は54人（16.8%）となっています。

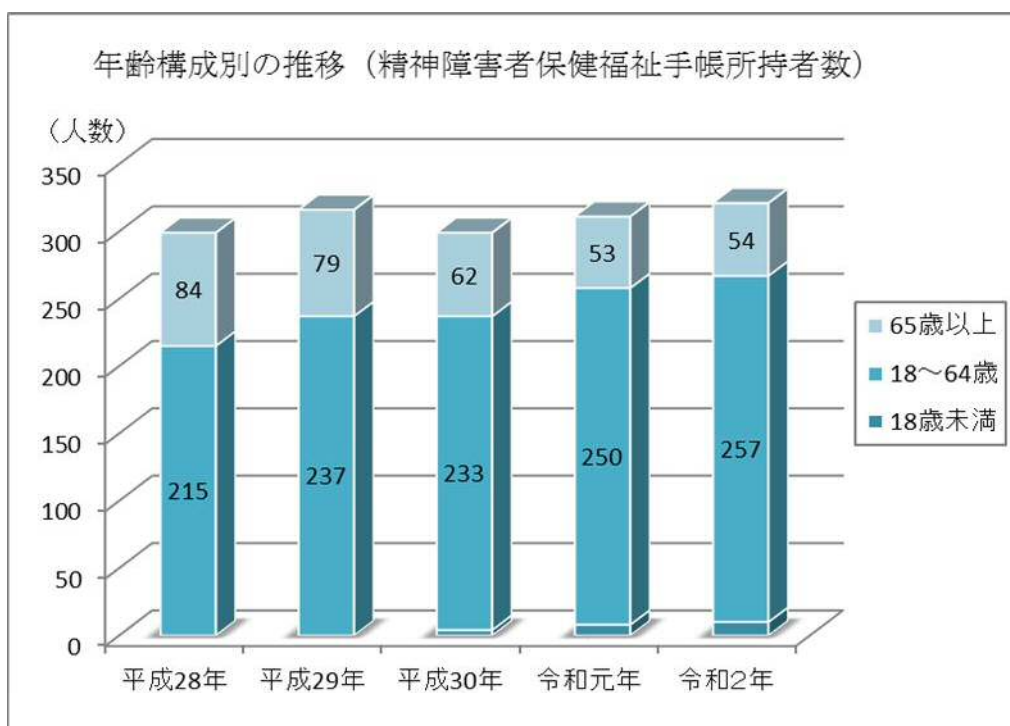
また、最近5年間の動向を見ると、18歳未満の児童や18歳～64歳の所持者が増加傾向にあります。

■年齢構成別の推移（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

（単位：人）

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	構成比(%)
18歳未満	0	0	4	8	10	3.1
18～64歳	215	237	233	250	257	80.1
65歳以上	84	79	62	53	54	16.8
合 計	299	316	299	311	321	100.0

注）各年4月1日現在



(2) 等級別の推移

障害の程度別に見ると、1級 58人(18.0%)、2級 163人(50.8%)、3級 100人(31.2%)となっており、2級手帳所持者が過半数を占めています。

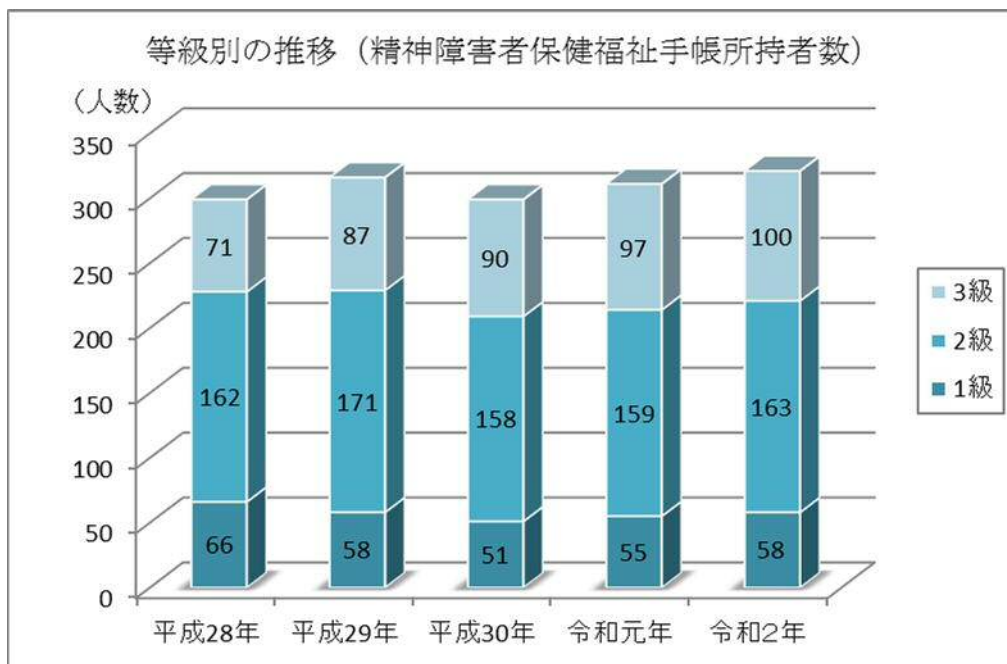
また、最近5年間の動向を見ると、1級、2級所持者は横ばいであるのに対し、3級所持者は増加傾向にあります。

■ 等級別の推移（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

(単位：人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	構成比(%)
1級	66	58	51	55	58	18.0
2級	162	171	158	159	163	50.8
3級	71	87	90	97	100	31.2
合 計	299	316	299	311	321	100.0

注) 各年4月1日現在



(3) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

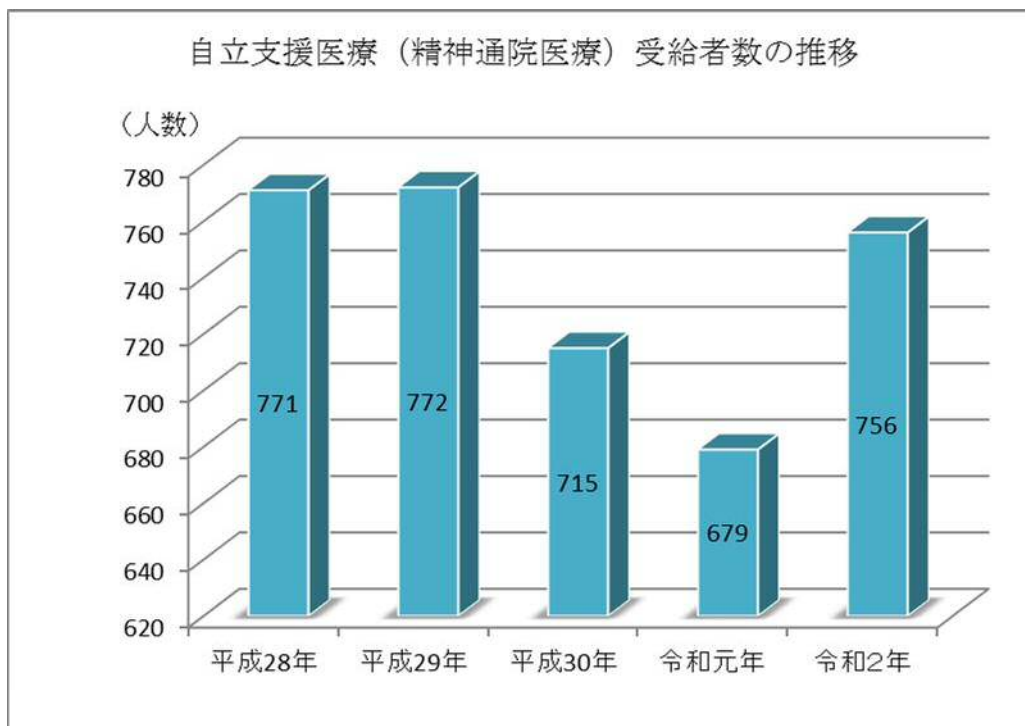
自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、令和2年4月1日現在で、756人となっています。

また、最近5年間の動向を見ると、平成30年、令和元年と一時的な減少がありました
が、おおむね同程度で推移しています。

(単位：人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自立支援医療（精神通院医療） 受給者数	771	772	715	679	756

注) 各年4月1日現在



5 発達障害者の状況

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥性多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

発達障害者数の統計はありませんが、独立行政法人国立精神・神経医療センターの2012年に実施した調査における一般地域での成人住民での有病率は、3.5%～4.4%とされており、光市人口約5万5百人に当てはめると1,768人～2,222人と推計されます。

6 障害支援区分の認定状況（令和2年4月現在）

障害支援区分は、障害のある人等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、6段階の区分（区分6が最も支援の必要度が高い）により市が認定します。認定に当たっては、障害のある人の心身の状態等について、調査を実施した80項目と主治医等の意見書をもとに一次判定を行い、特記事項と合わせて、障害者自立支援審査会において審査判定を行います。

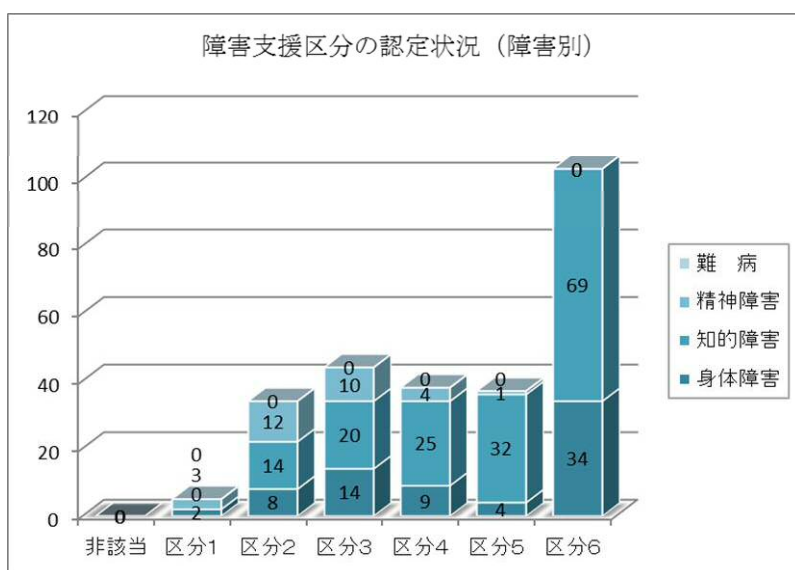
（1）障害別

障害支援区分の認定状況を障害別に見ると、身体障害では、区分6が34人と最も多く、続いて、区分3、区分4と続いています。知的障害では区分6が69人と最も多く、以下、区分5、区分4と続いています。精神障害では区分2が12人と最も多く、続いて区分3、区分4となっています。なお、現時点では、難病のみを理由とした申請はありません。

（単位：人）

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害	0	2	8	14	9	4	34	71
知的障害	0	0	14	20	25	32	69	160
精神障害	0	3	12	10	4	1	0	30
難病	0	0	0	0	0	0	0	0
全体	0	5	34	44	38	37	103	261

※重複障害の場合は、主な障害に計上している。



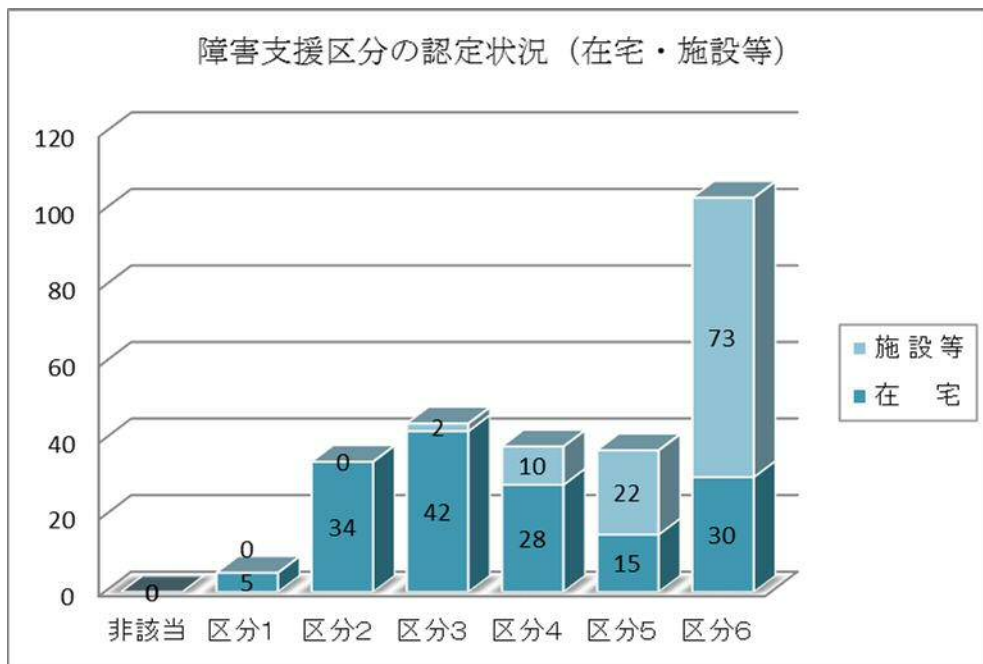
(2) 在宅・施設等別

障害支援区分の認定状況を在宅・施設等に分けて見ると、在宅では、区分3が42人と最も多く、以下、区分2が34人、区分6が30人となっています。施設等では、区分6が73人、区分5が22人となっており、施設等利用者のおおよそ9割を占めています。

(単位：人)

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
在宅	0	5	34	42	28	15	30	154
施設等	0	0	0	2	10	22	73	107
全体	0	5	34	44	38	37	103	261

※在宅にはグループホームを含む。



第2節 アンケート調査の結果

1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

第3次光市障害者福祉基本計画の改定及び第6期光市障害福祉計画の策定に当たり、障害のある人の実態、サービスの利用意向等についてのニーズを把握するとともに、障害のない人へ意識調査を行いました。

(2) 調査対象

ア 障害のある人

障害者手帳、自立支援医療（精神通院）、特定医療費（指定難病）の認定又は交付を受けている人及び障害福祉サービスの利用実績がある人の中から500人を無作為抽出

イ 障害のない人

光市に住民登録のある18歳以上の人の中から、上記の対象者を除き1,000人を無作為抽出

(3) 調査期間

令和2年9月8日（火）～30日（水）（23日間）

(4) 調査方法

郵送による配布・回収

(5) 回収状況

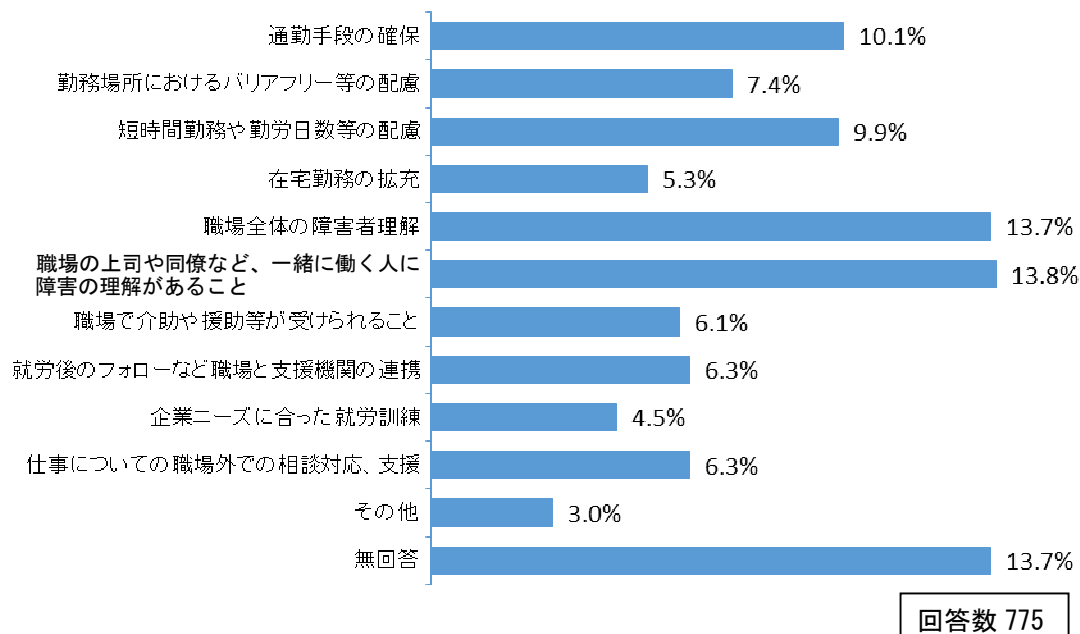
	配布数A	回収数B	回収率B/A
障害のある人	500	298	59.6%
障害のない人	1,000	447	44.7%

2 アンケート調査結果の要点

(1) 障害のある人向け調査結果

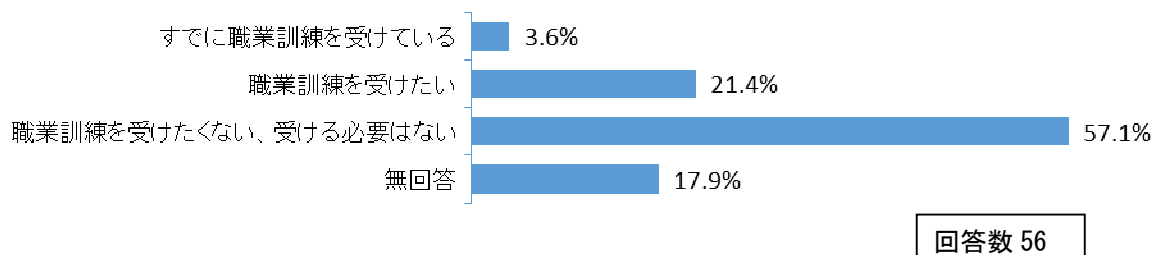
ア 障害のある人の就労支援として必要なことについては、「職場の上司や同僚など、一緒に働く人に障害の理解があること」が最も多く 13.8%、続いて「職場全体の障害者理解」が 13.7%、「通勤手段の確保」が 10.1%となっており、就労に向けて障害の理解が重要であることがわかります。

問) あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)



イ 就労を希望する人のうち、職業訓練の希望について、「職業訓練を受けたい」が 21.4%、「すでに職業訓練を受けている」が 3.6%となっています。

問) (就労希望者のうち) 収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思いますか。
(○は1つだけ)

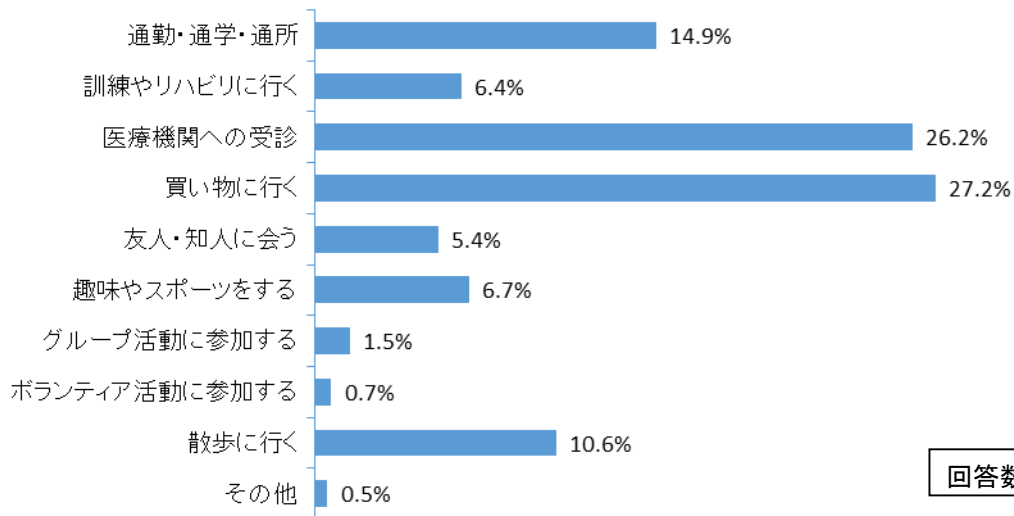


ウ 身体障害者手帳所持者のうち、外出の目的については、「買い物に行く」が最も多く 27.2%、続いて「医療機関への受診」が 26.2%となっており、普段の相談先については、「家族や親せき」が最も多く 35.4%、続いて「友人・知人」が 13.8%となっています。

身体障害者手帳所持者

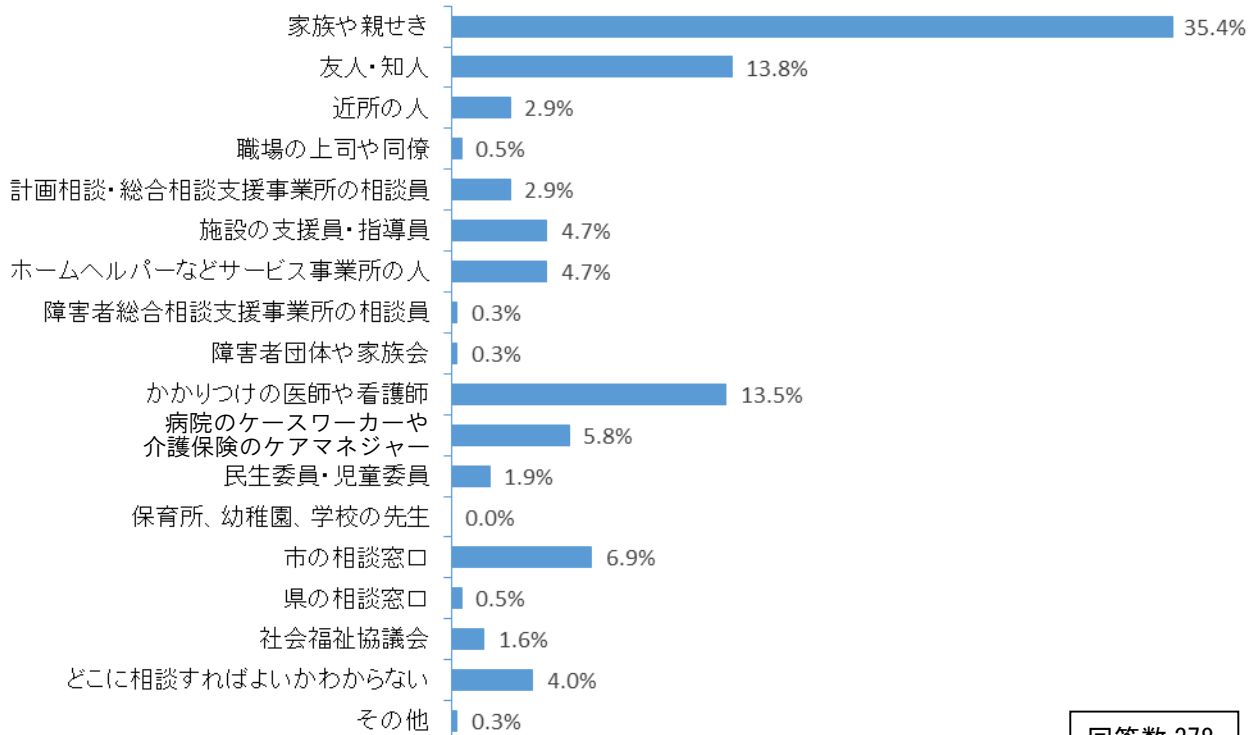
問) (「毎日外出」、「週に数回外出」および「めったに外出しない」を選んだ人)

あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



回答数 596

問) あなたは、普段、悩みや困ったことをどこへ相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



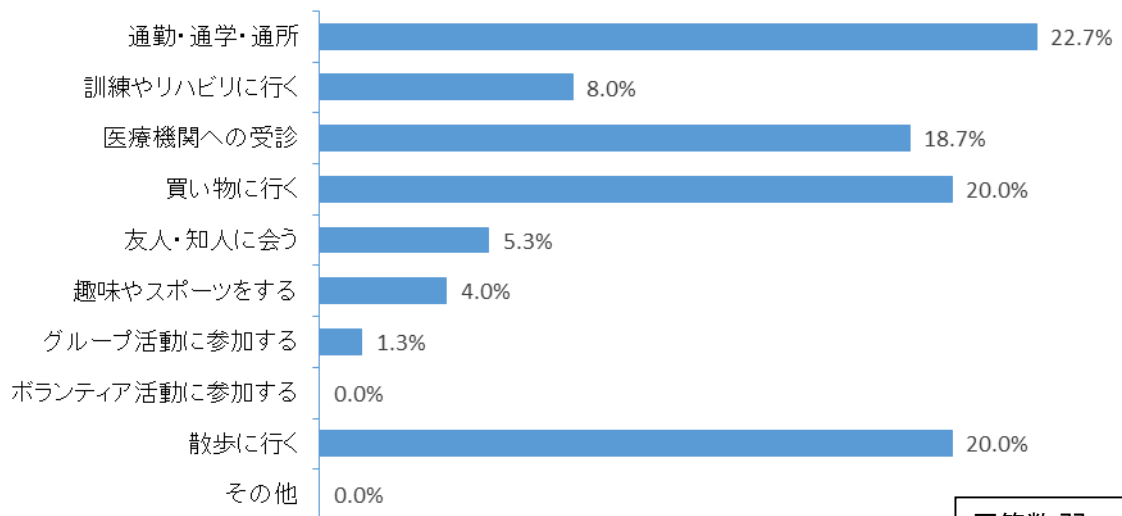
回答数 378

療育手帳所持者のうち、外出の目的については、「通勤・通学・通所」が最も多く22.7%、続いて「買い物に行く」、「散歩に行く」が20.0%となっており、普段の相談先については、「家族や親せき」が最も多く30.6%、続いて「施設の支援員・指導員」が12.9%となっています。

療育手帳所持者

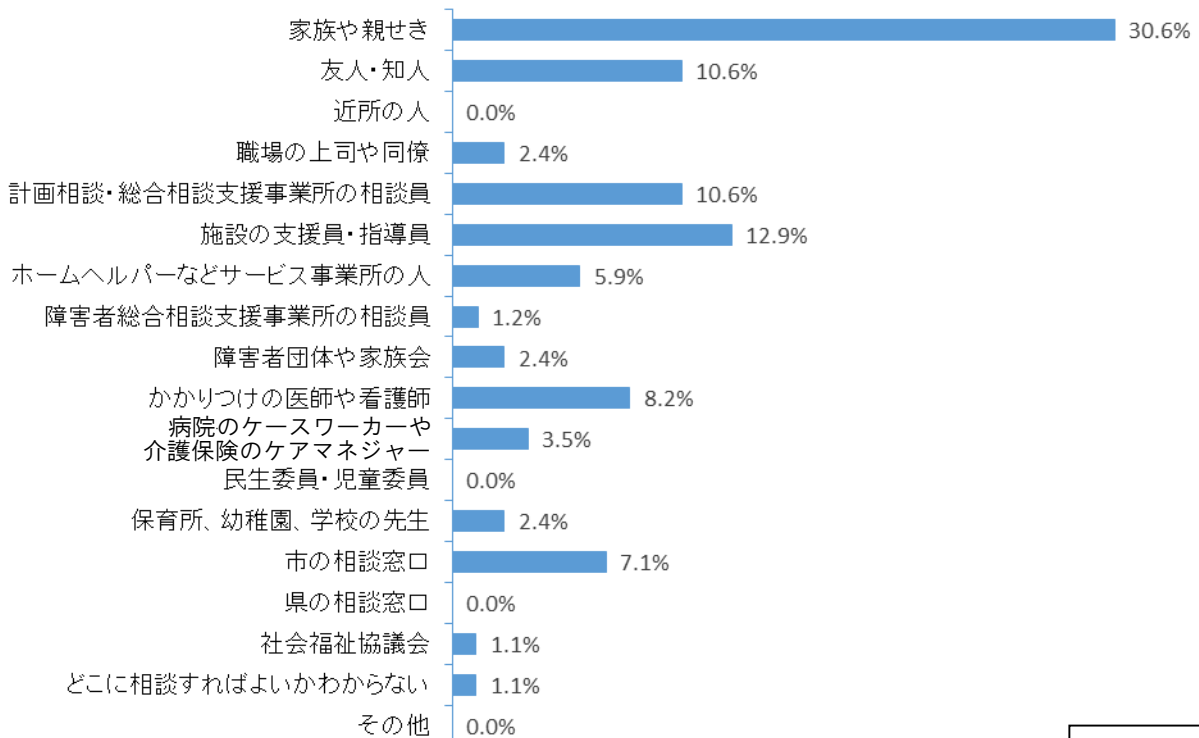
問) (「毎日外出」、「週に数回外出」および「めったに外出しない」を選んだ人)

あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



回答数 77

問) あなたは、普段、悩みや困ったことをどこへ相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



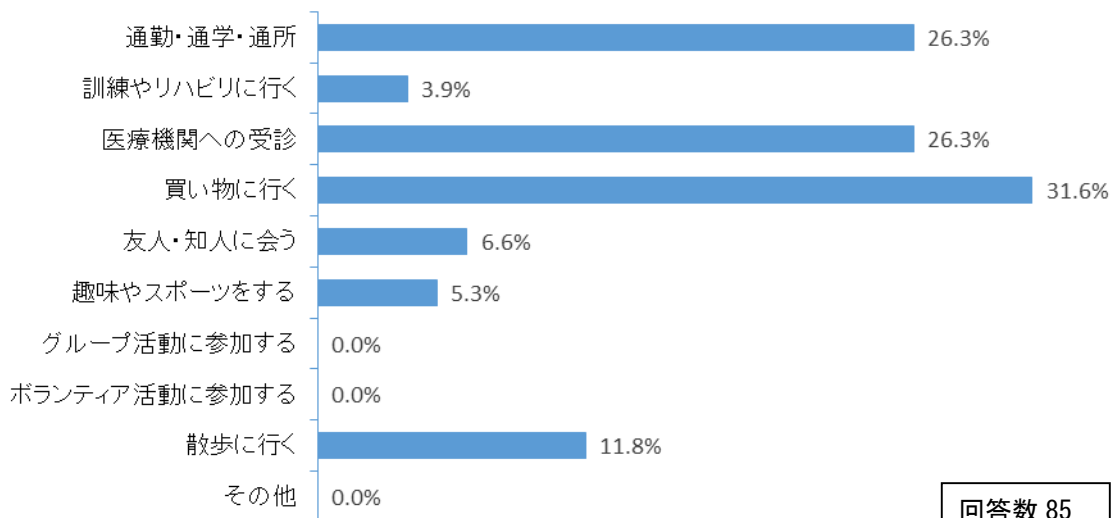
回答数 85

第2章 障害者の現状とアンケート調査の結果

精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、外出の目的については、「買い物に行く」が最も多く 31.6%、続いて「通勤・通学・通所」、「医療機関への受診」が 26.3%となっており、普段の相談先については、「家族や親せき」が最も多く 30.6%、続いて「かかりつけの医師や看護師」が 20.4%となっています。

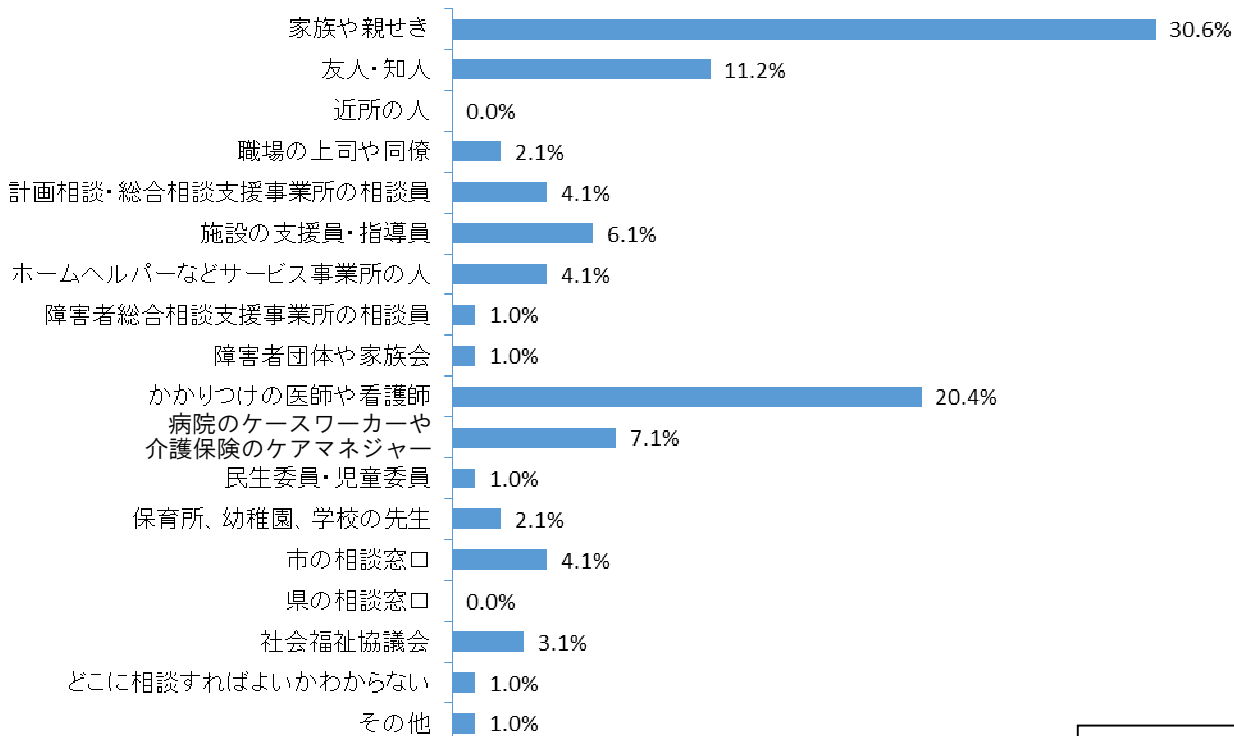
精神障害者保健福祉手帳

問) (「毎日外出」、「週に数回外出」および「めったに外出しない」を選んだ人)
あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)



回答数 85

問) あなたは、普段、悩みや困ったことをどこへ相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



回答数 98

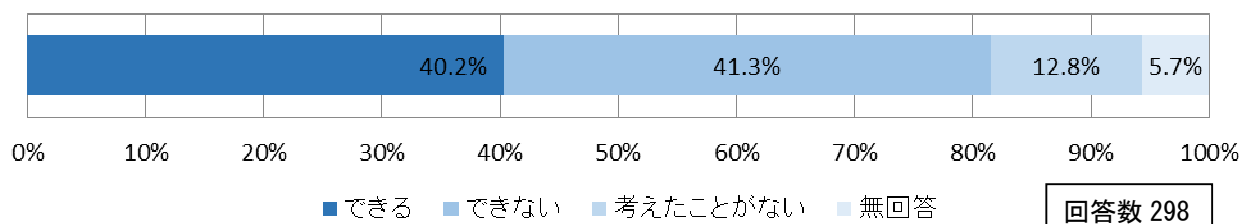
以上のことから、外出の目的は、身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は、「買い物」、療育手帳所持者は、「通勤・通学・通所」が高くなっています。

また、普段の相談先については、全ての手帳所持者において「家族や親せき」が最も多く、続いて、「友人・知人」、「施設の支援員・指導員」、「かかりつけの医師や看護師」が多くなっています。

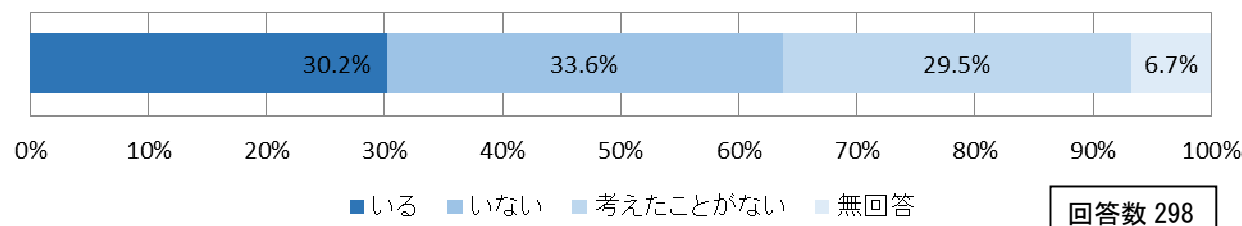
よって、共生社会の考え方や障害福祉制度等の周知に当たっては、外出先となる店舗や公共施設、医療機関等にポスターやパンフレットを設置したり、医療機関や障害福祉サービス事業者等の支援者と連携する等の取組が必要と考えられます。

エ 災害時に一人で避難「できない」と答えた人は、41.3%で最も多く、続いて「できる」が40.2%、「考えたことがない」が12.8%となっています。また、災害時、近所に助けてくれる人がいますかの問いに、「いない」と答えた人が33.6%で最も多く、続いて「いる」と答えた人が30.2%、「考えたことがない」が29.5%となっています。

問) あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(〇は1つだけ)



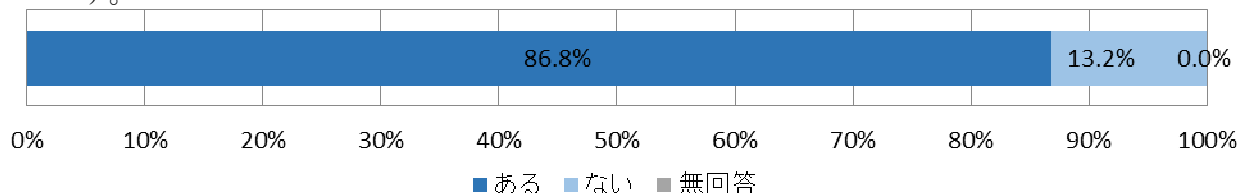
問) 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(〇は1つだけ)



以上のことから、災害時の対応について「一人で避難できない」と答えた人が4割を超え、近所に助けてくれる人が「いない」、「考えたことがない」と答えた人も4割を超えていることから、災害時に避難できない、又は、災害時の対応についての想定ができていない人が多くいることが考えられます。今後は、自主防災組織や民生委員児童委員協議会と連携しながら、災害時における制度の周知・広報を図ることはもとより、障害のある人も可能な限り、避難訓練に参加するなど、災害時を想定した準備を進める必要があります。

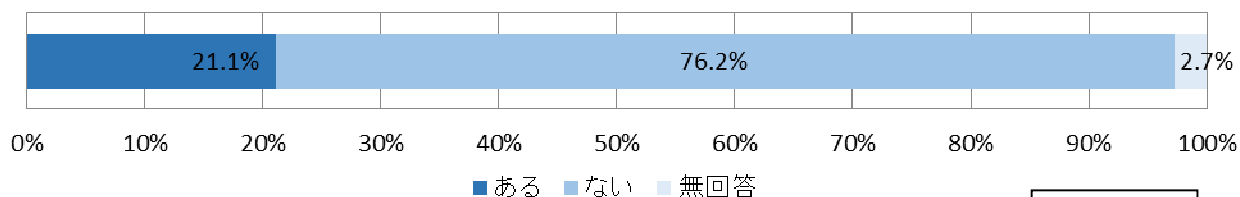
(2) 障害のない人向け調査結果

ア 身近に障害のある人が「いる」と回答した 402 人のうち、障害のある人への「手助け等の経験がある人」は 86.8%、「手助け等の経験がない人」は 13.2%となっています。



回答数 402

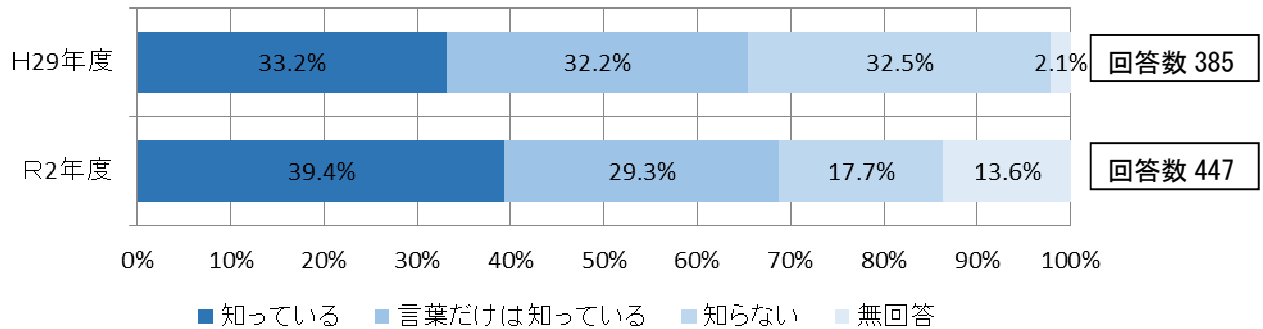
身近に障害のある人が「いたことはない」と回答した人 147 人のうち、障害のある人への「手助け等の経験がある人」は、21.1%、「手助け等の経験がない人」は 76.2%となっています。



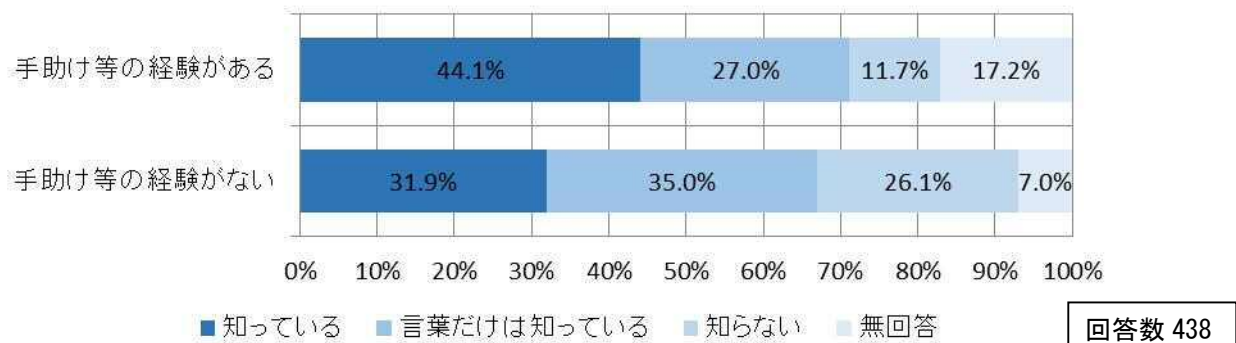
回答数 147

以上のことから、身近に障害のある人がいる人は、手助け等の経験がある割合が高い傾向にあることがわかり、障害のある人への理解促進を図るためには、障害のある人をより身近に感じる体験を積み重ねる必要があります。今後は、障害のある人、障害のない人が相互に交流しながら、お互いに理解が深まるような場が求められます。

イ 『共生社会』の周知度について、「知っている」が最も多く39.4%、「言葉だけは知っている」が29.3%、「知らない」が17.7%となっており、「知っている」は前回調査を上回り増加していることが分かります。



また、障害のある人への手助け等の経験がある人のうち、共生社会という考え方を「知っている人」は44.1%、共生社会の「言葉だけは知っている人」は27.0%となっています。また、手助け等の経験がない人のうち、共生社会という考え方を「知っている人」は31.9%、共生社会の「言葉だけを知っている人」は35.0%となっています。



以上のことから、障害のある人への手助け等の経験がある人は、手助け等の経験がない人に比べ、共生社会の周知度が高いことがわかります。障害のある人をより身近に感じる体験や障害のある人と障害のない人がふれあい、交流することは、お互いの理解が深まり、共生社会の周知が図られることが想定され、共生社会の実現に向けた重要な取組となることが考えられます。

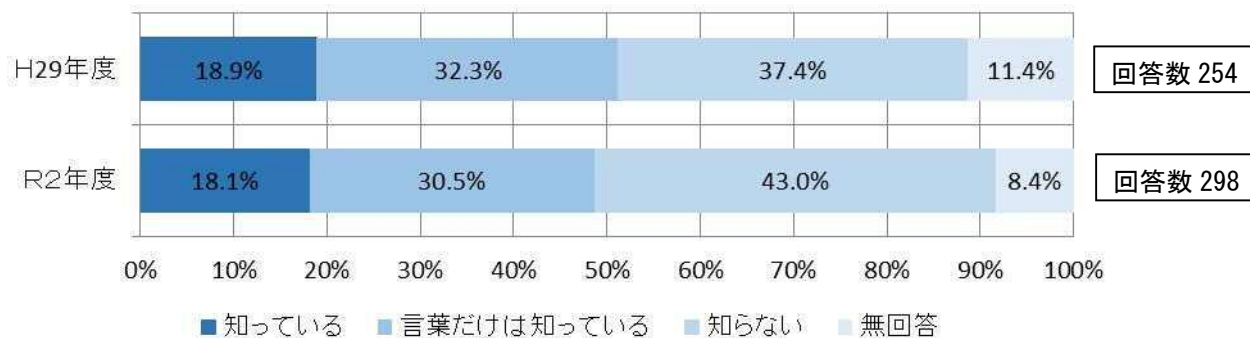
(3) 障害のある人、障害のない人の調査結果の比較

ア 共生社会の周知度について、障害のある人は18.1%の人が「知っている」と回答し、「言葉だけは知っている」は30.5%となっています。それに対し、障害のない人は、「知っている」が39.4%、「言葉だけは知っている」が29.3%となっており、光市においては、障害のない人の方が、共生社会という考え方を知っていることがわかります。これらの結果から、障害のない人へ共生社会や障害の理解を推進するだけでなく、障害のある人にも共生社会という考え方について知ってもらい、ふれあいや交流を通し、相互に理解することが必要です。

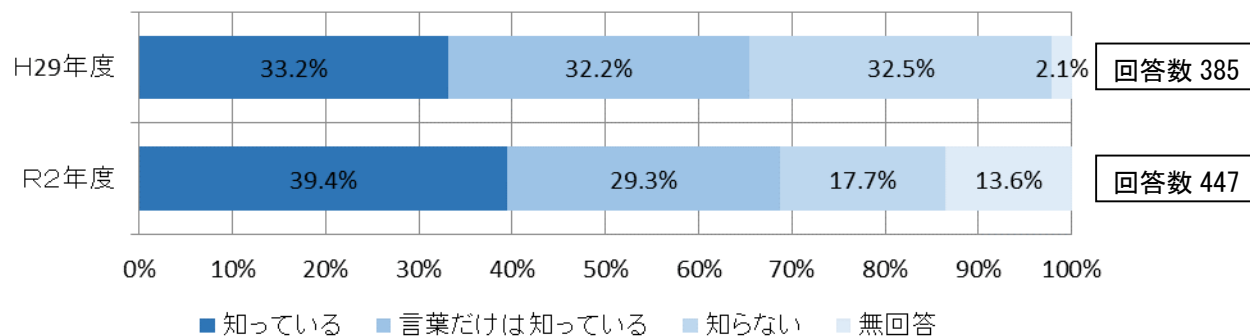
また、前回アンケート時との比較では、障害のある人は横ばいで推移、障害のない人は周知度が上昇した結果となっています。

問) あなたは、「障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らす」ことを目指す『共生社会』という考え方を知っていますか。(〇は1つだけ)

障害のある人



障害のない人

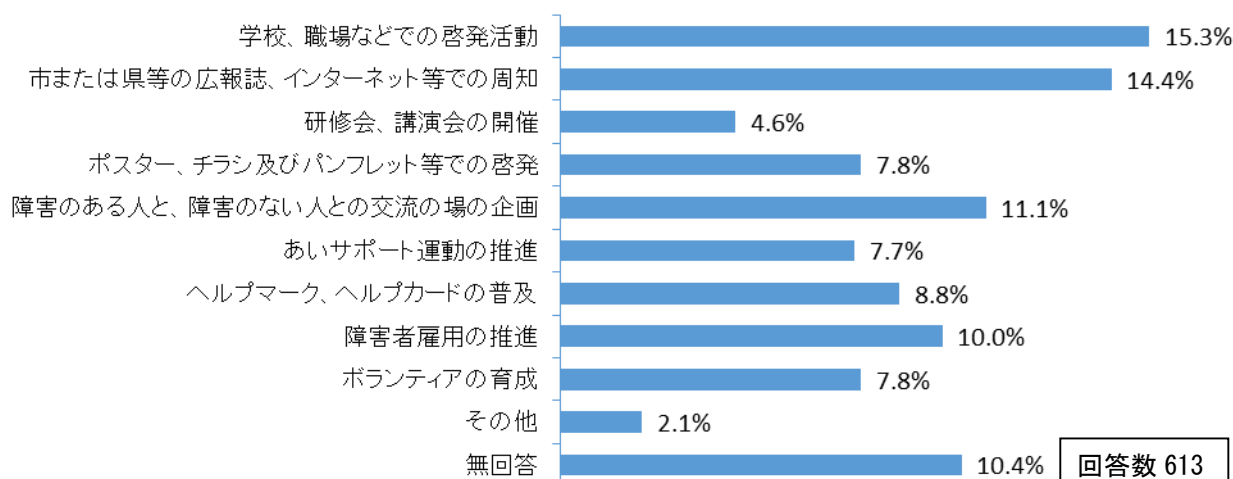


イ 共生社会を実現するために必要な取組として、障害のある人は「学校、職場などでの啓発活動」が最も多く 15.3%、続いて、「行政機関の広報誌、インターネット等での周知」が 14.4%、「障害のある人と、障害のない人との交流の場の企画」が 11.1%となっています。一方で、障害のない人は、「学校、職場などの啓発活動」が最も多く 21.0%、続いて「障害のある人と、障害のない人との交流の場の企画」が 15.6%、「障害者雇用の推進」が 14.9%となっています。

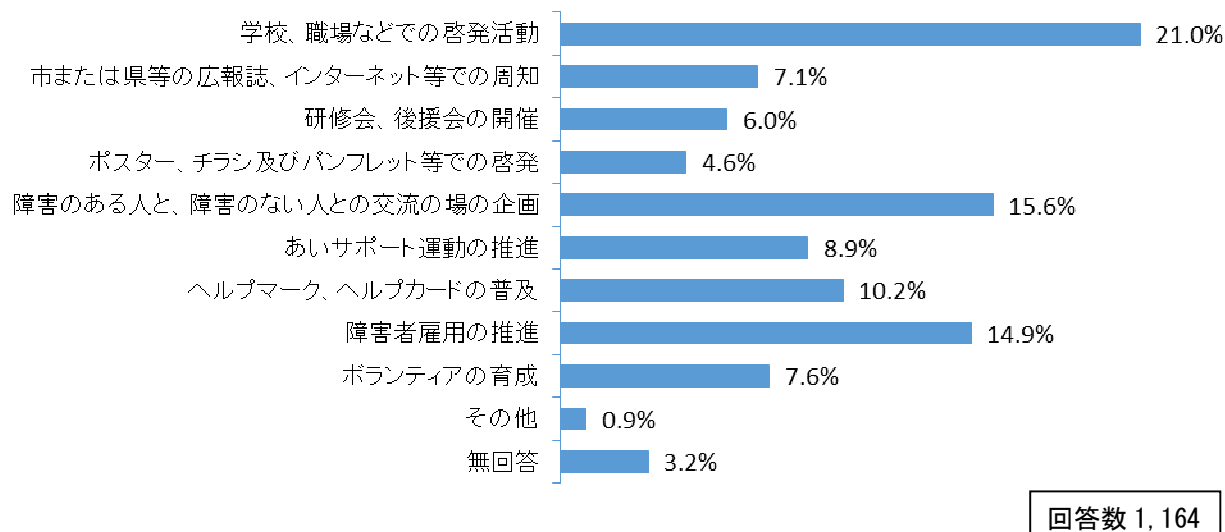
どちらもお互いの理解と協力が必要だと感じていることがわかります。

問) あなたは、「共生社会」実現のためには、どのような取組が必要だと思いますか。
(あてはまるもの3つに○)

障害のある人

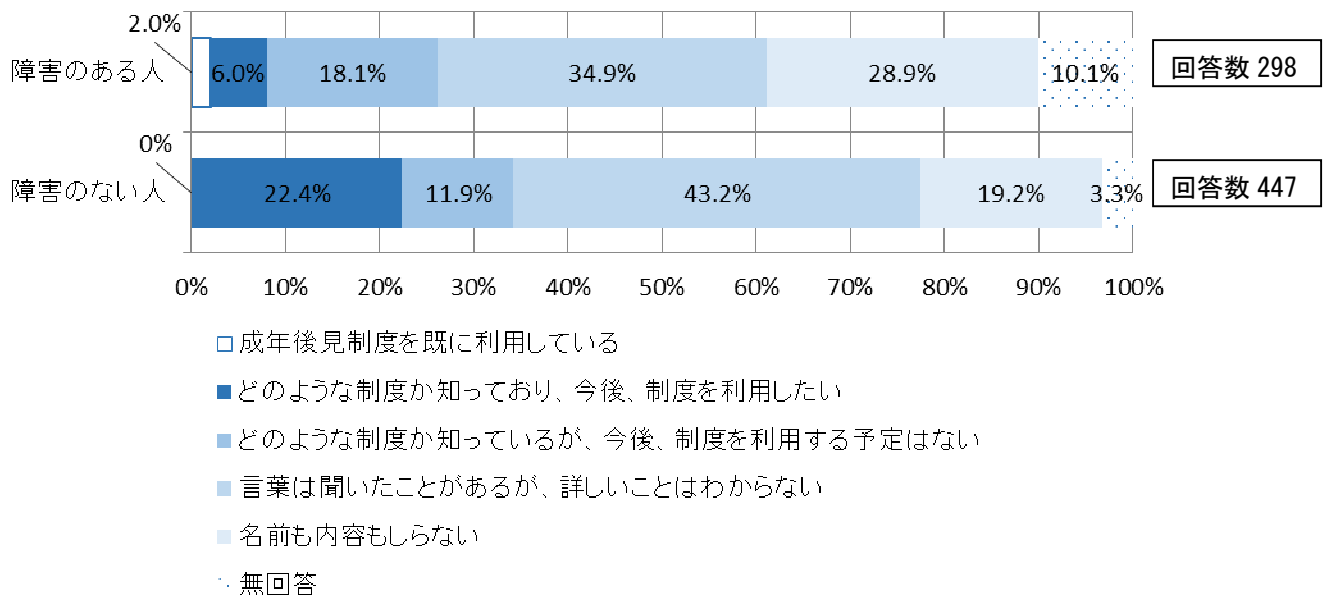


障害のない人



ウ 障害のある人が安心して日常生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や意思決定支援、金銭管理等の支援を一体的に確保し、障害のある人の権利を守る成年後見制度の周知度を確認したところ、障害のある人も障害のない人も制度を理解している人は約3割となっており、周知度の低さがうかがえます。

問) 障害や高齢化などにより判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度についてご存じですか。もしくは利用したいですか。(○は1つだけ)

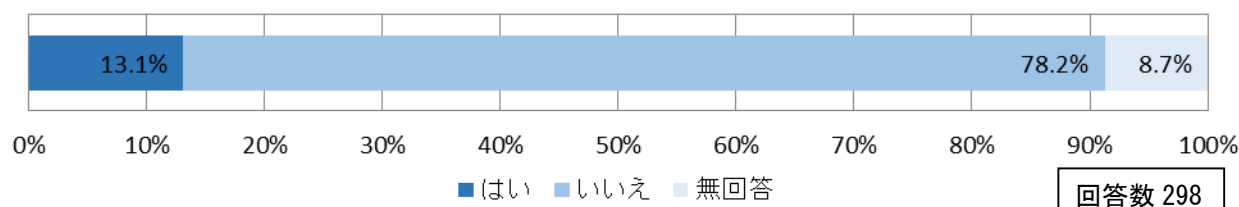


エ 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月1日、障害者差別解消法が施行されました。この法律の周知度を確認したところ、障害のある人も障害のない人も7割以上の方が「いいえ」と回答しており、周知度の低さがうかがえます。

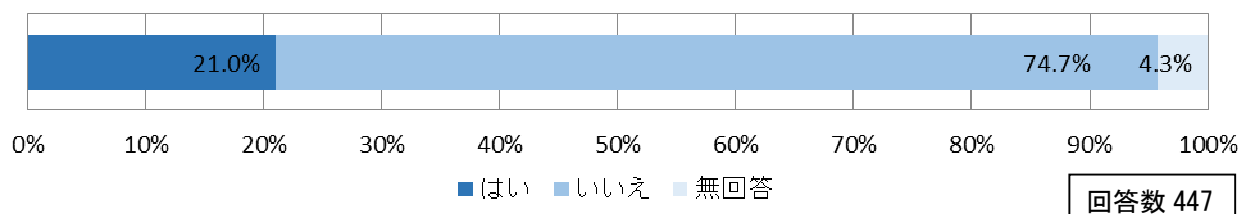
また、合理的配慮としての取組で不足していると感じているのは、障害のある人では「車いす利用者も移動しやすいように、店舗内・事業所内の通路の幅を広くする」が最も多く15.5%、続いて「車いす利用者などのために、スロープを設置する」が14.5%となっています。また、障害のない人では、「車いす利用者も移動しやすいように、店舗内・事業所内の通路の幅を広くする」が最も多く18.7%、続いて、「車いすの利用者が電車やバスの乗り降りの際に、周囲の人が手助けをする」が16.1%、「車いす利用者などのために、スロープを設置する」が15.7%となっています。

問) 平成28年4月1日、障害者差別解消法が施行されました。この法律は、障害を理由として、不当な差別をしないことや、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜である「合理的配慮」をすることで、「共生社会」を実現することを目指しています。あなたは、この法律の内容をご存知ですか。(○は1つだけ)

障害のある人



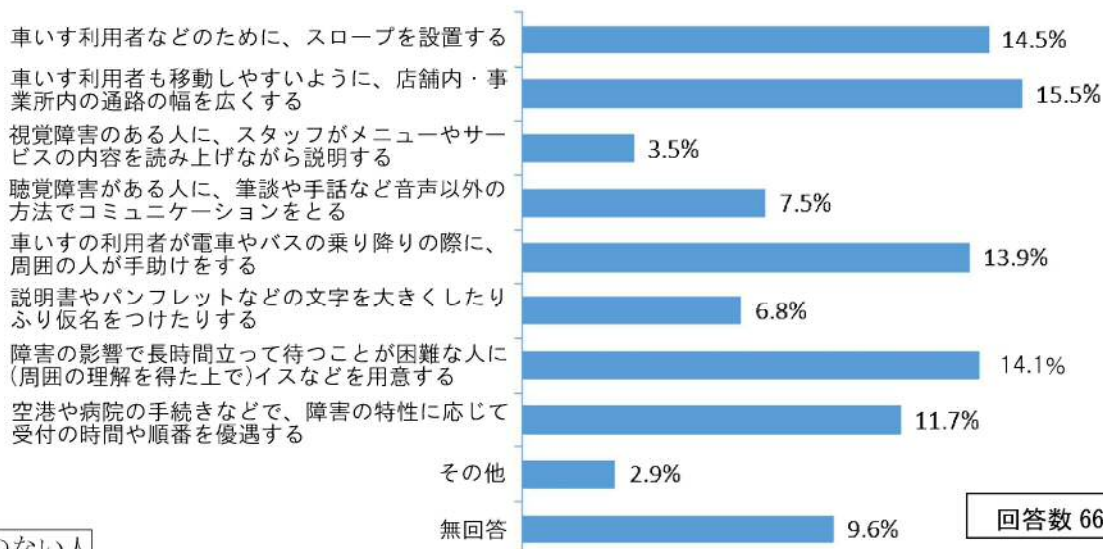
障害のない人



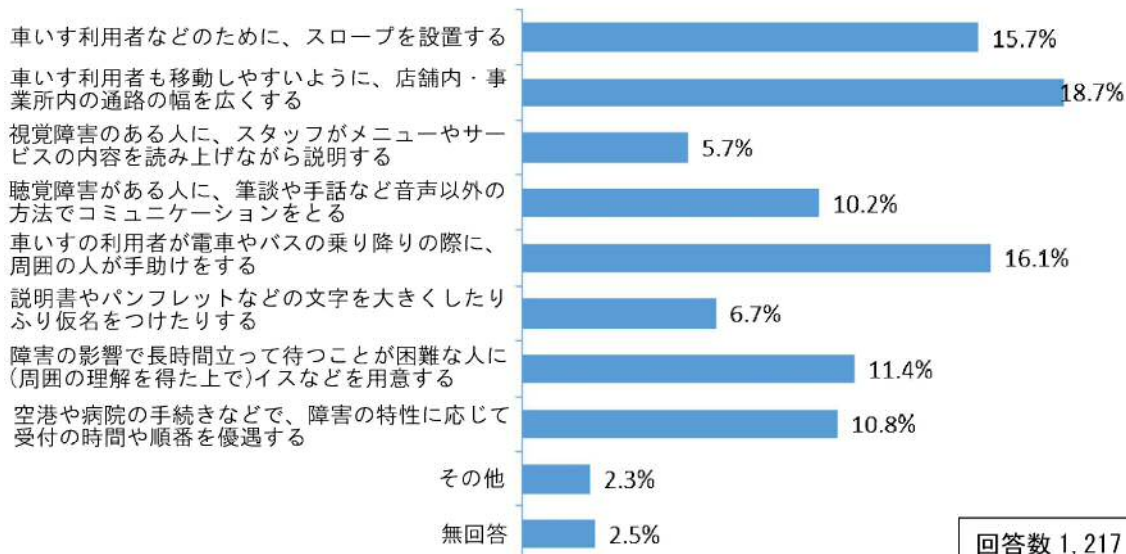
第2章 障害者の現状とアンケート調査の結果

問) 現在の生活の中で、障害のある人への合理的配慮として、どの様な取組が不足していると感じますか。(〇は3つまで)

障害のある人



障害のない人



共生社会の実現に向け、障害を理由とする不当な差別の解消や合理的配慮の提供が進むよう、障害者差別解消法の趣旨や制度の周知・広報を図る必要があることがわかります。

また、共生社会の周知度を障害のある人とない人で比較すると、平成29年度、令和2年度と共に障害のある人の方が低い傾向があります。障害のある人、障害のない人が双方向で共生社会の実現に向け、「人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会」を目指す取組を行うことが必要です。

第3章 計画の基本的考え方と分野別施策 (障害者福祉基本計画)

第1節 障害者福祉基本計画とは

第2節 計画の基本目標及び基本的視点

第3節 分野別施策

第1節 障害者福祉基本計画とは

障害者福祉基本計画は、障害者基本法に基づき市の障害者施策の基本的な考え方や具体的な推進方策を明らかにし、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定するものです。

本計画は、国の「障害者基本計画」や山口県の「やまぐち障害者いきいきプラン」の基本方針等を踏まえ、本市の関連計画と調和を図りながら策定します。

第2節 計画の基本目標及び基本的視点

本計画の基本理念として掲げる「やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり～共生社会の実現にむけて～」を実現するため、次の3つの基本目標を定めます。

また、この基本目標を実行していくために、光市障害者福祉基本計画等策定協議会での意見及びアンケート調査の結果を踏まえ、計画推進に向けた横断的な5つの基本的視点を定めます。

1 計画推進の基本目標

主体性・選択性の尊重

「住む場所を決めたい」、「好きな場所に行きたい」、「自分の個性を生かした仕事をしたい」こうした気持ちは、障害の有無にかかわらず、すべての人が同じように思う気持ちです。本計画では、こうした気持ちが、障害があることによって妨げられることがないように、自らが主体的に選択・決定し、個性を発揮できる社会の実現を目指します。

社会参加の促進

障害のある人が社会の一員として、さまざまな社会活動に参加することは、自立に向けた重要な第一歩であることから、以前から、障害のある人の社会参加の支援に取り組んできました。本計画では、障害がある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去を進め、地域の社会資源を有効に活用することにより、地域でいきいきと暮らせる社会を目指します。

地域での支え合い

障害のある人にとって、住み慣れた地域で安心して暮らせることは、とても重要なことであり、そのためには、地域全体で分かり合い、支え合う気持ちが不可欠です。本計画では、すべての市民が「支え手」、「受け手」に分かれるのではなく、お互いを理解し合い、あゆみ寄り、支え合うことで、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指します。

2 施策推進の基本的視点

（1）自己決定の尊重の視点

障害のある人は、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体であり、支援に当たっては、障害のある人の意見を尊重することが必要です。また、障害のある人がその意思を表明し、適切に意思決定を行うことができるよう支援に努めるとともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供に努めます。

（2）心のバリアフリーの視点

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で、事物、制度、慣行、観念といった、いわゆる社会的障壁があると言われていています。また、アンケート調査では、約9割の人が障害のある人に対する配慮が何らかの形で不足していると感じています。障害のある人、障害のない人が共に触れ合う体験や交流活動や啓発活動を通じ、障害や障害のある人について正しい理解を深め、必要な配慮を実践することができるよう、心のバリアフリーを推進します。

（3）ライフステージに合わせた生活支援の推進の視点

本市ではさまざまなサービスや制度により、ライフステージに応じた生活全般にわたる支援を行っています。障害のある人が各ライフステージを通じて適切な支援が受けられるよう、施策を計画的、総合的に展開し、切れ目のない支援の提供に努めます。

（4）障害特性等に配慮した支援の視点

アンケート調査から、障害の特性や障害の状態、生活実態等、障害のある人それぞれに異なる生活課題があることがわかります。障害だけでなく、年齢、性別など個々の状況や特性に配慮したきめ細やかな支援体制の構築に努めます。

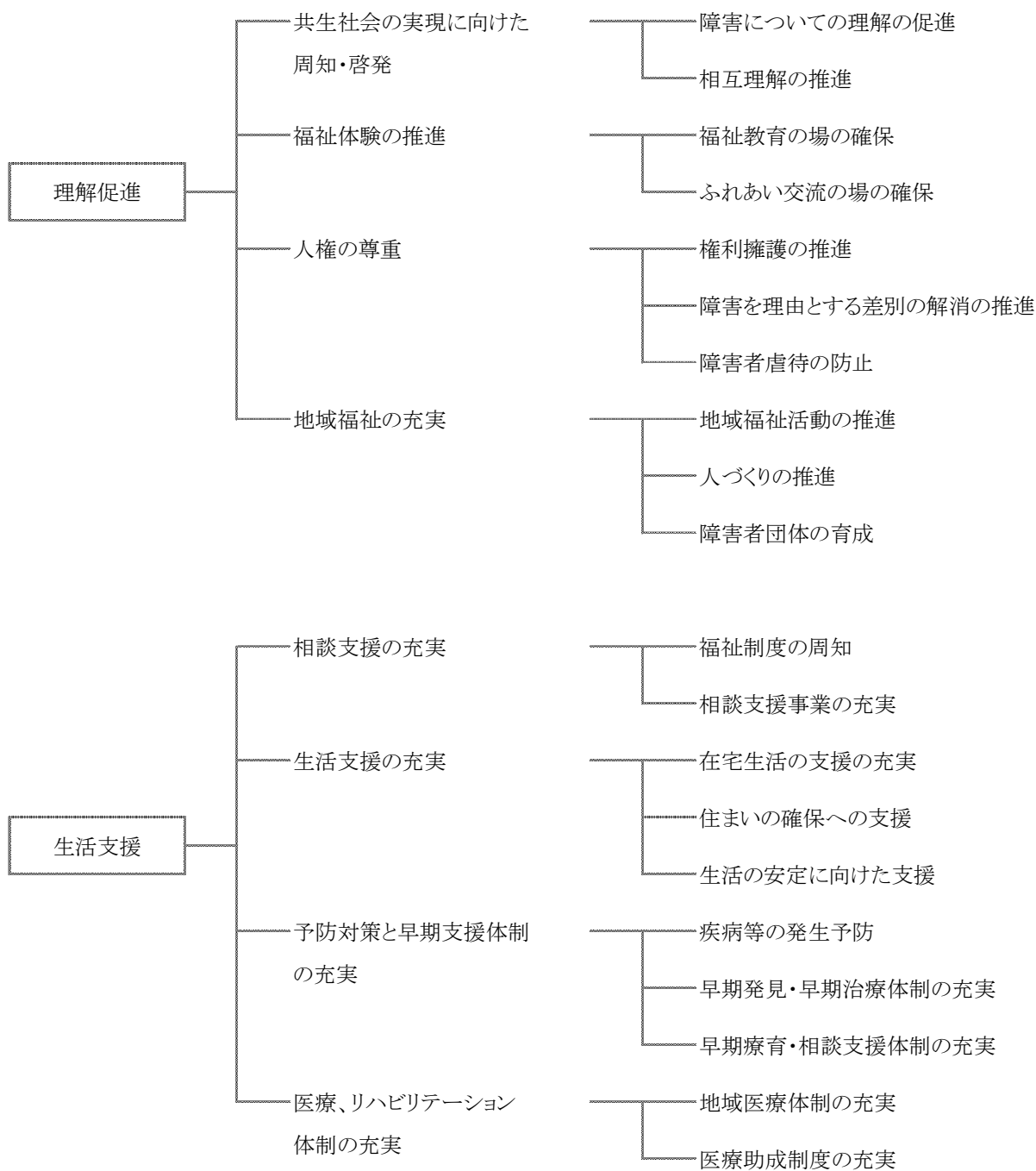
（5）ネットワーク強化の視点

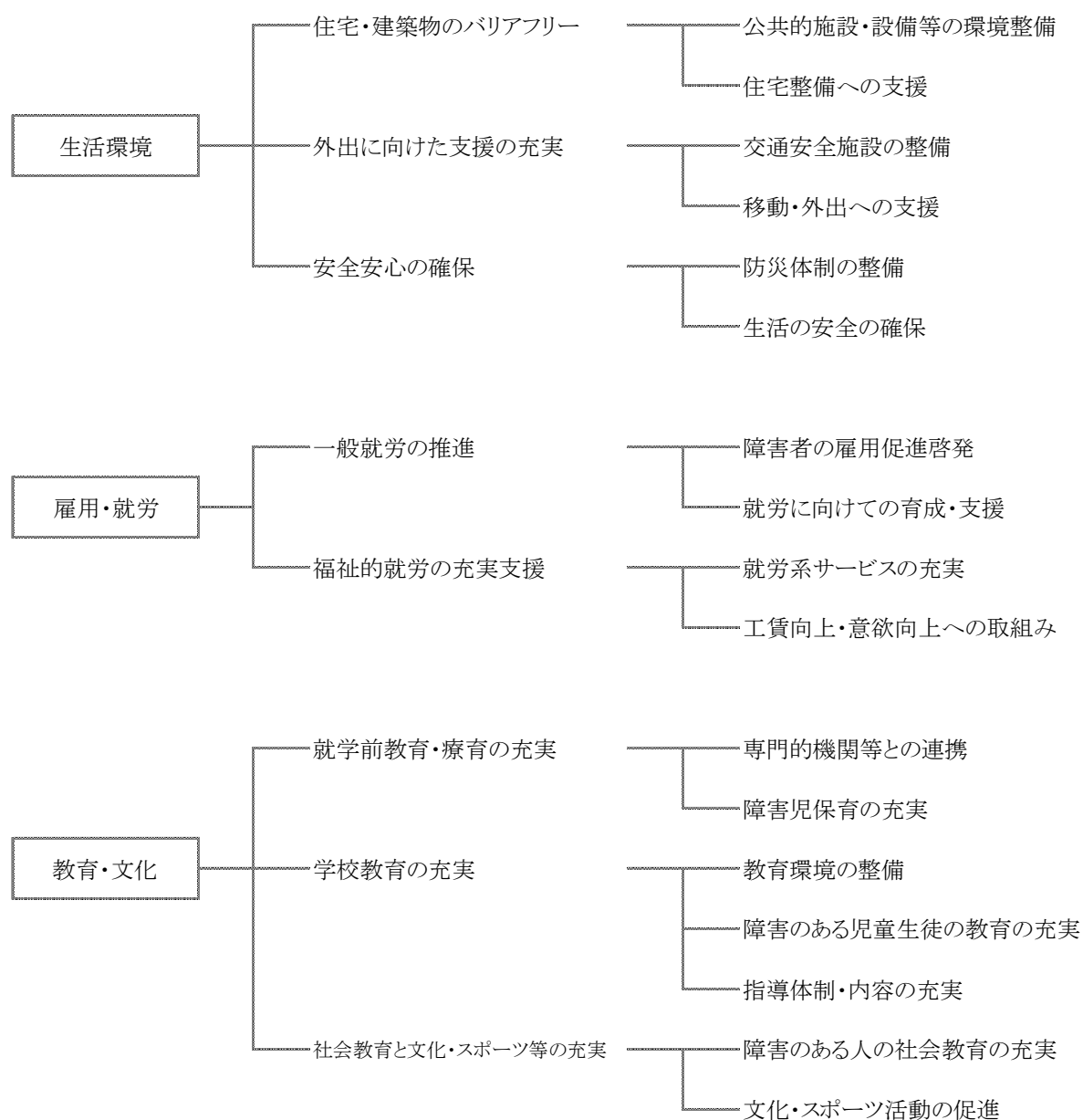
障害のある人の地域での生活を支えるため、ネットワークの充実に向けた取組を行っています。アンケート調査によると、多くの人が住み慣れた地域で生活したいと考えています。地域において障害がある人が、支援の受け手としてだけでなく、地域のネットワークの一員として地域で主体的に安心して生活できる仕組みづくりに取り組みます。

以上の5つ基本的視点は個別の施策を展開するに当たり横断的な視点であることから、これらを踏まえ「理解促進」、「生活支援」、「生活環境」、「雇用・就労」、「教育・文化」、の5分野に体系化し、施策の展開を図ることとします。

施策の体系

基本理念
 やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり
 ～共生社会の実現にむけて～





第3節 分野別施策

1 理解促進

障害のある人が地域で暮らしていくためには、障害や障害のある人に対する理解が欠かせません。障害のある人の日常生活における障害は、心身の障害だけではなく、偏見、制度、慣習、慣行など、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約する障害にもあることを知る必要があります。

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」は、行政機関や事業者による不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について定め、日常生活のあらゆる場面で社会的障壁を取り除く土台ができました。法の理念である共生社会を実現するためには、行政機関や事業者の取組に加え、市民一人ひとりの理解と行動が重要であり、そのための意識啓発に努めます。

施策の方向性

- (1) 共生社会の実現に向けた周知・啓発
- (2) 福祉体験の推進
- (3) 人権の尊重
- (4) 地域福祉の充実

(1) 共生社会の実現に向けた周知・啓発

<現状と課題>

本市では、これまでも講演会や市の広報誌等を通じて、共生社会の実現に向けた取組を行ってきましたが、アンケート調査によると、共生社会の周知度は、まだまだ十分ではなく、引き続き重点的な取組が必要と考えられます。

こうしたことから、まずは障害や障害のある人に対する理解が浸透し、心のバリアフリーが図られるよう、市のホームページをはじめ、市広報や社協だより等を活用した広報活動を展開するとともに、より直接的な効果が期待できる、講演会や各種福祉行事等を活用した啓発活動やヘルプマーク・ヘルプカードの周知により、障害のある人と障害のない人双方が共通の認識を持ち、お互いを理解できるような取組を行います。

＜具体的取組＞

ア 障害についての理解の促進

事業項目	事業内容
広報紙等による啓発	市広報や社協だより等を活用し、障害者施策に関する情報コーナーなど、必要に応じた最新施策の紹介や福祉情報を提供するとともに、市のホームページなども積極的に活用した啓発活動・情報提供に努めます。
各種講演会や講座、イベント等の活用	市や光市地域自立支援協議会が行う各種講演会等や社会福祉協議会をはじめとする各種団体等で開催される各種講座や市民参加型の出前講座、「ふれあい健康フェスティバル」等のイベントを積極的に活用し、障害や障害のある人について市民一人ひとりの理解と認識を深めます。
「障害者週間」等の有効活用	「発達障害啓発週間（毎年4月2日～8日）」や「障害者雇用支援月間（毎年9月）」、また、「精神保健福祉普及月間（毎年11月）」「障害者週間（毎年12月3日～9日）」、「人権週間（毎年12月4日～10日）」などの機会を活用した広報・啓発活動や各種行事の開催などにより、障害や障害のある人に対する理解と認識を深めます。
「あいサポート運動」の推進	多様な障害の特性、障害のある人への必要な配慮などを理解して、みんなが暮らしやすい地域社会をつくる運動である「あいサポート運動」を県と協働して推進します。
「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」の推進	内部障害や難病、又は妊娠初期など、外見では分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人から援助を得やすくするため、ヘルプマーク、ヘルプカードの普及を推進します。

イ 相互理解の推進

事業項目	事業内容
講演会等を活用した相互理解の推進	市や光市地域自立支援協議会において開催している「虐待予防講演会」や「発達支援研修会」等において、障害のある人とない人双方を参加対象とすることで、障害者福祉に関する共通の理解を深め、互いにバリア（障壁）を取り除き、尊重し合える社会の土台づくりに努めます。

（２）福祉体験の推進

＜現状と課題＞

一般的に、学齢期の子どもの頃からふれあいの機会や福祉について考える機会をもつことが、障害を理解することに効果的であると考えられています。アンケート調査からも、障害のある人が身近にいたり、障害のある人と関わる機会のある人は、共生社会の周知度が高いとの結果が出ており、障害を身近なものと感じ、理解するためには、ふれあいの機会が重要な要素となることが分かります。

こうしたことから、学齢期の子どもを中心に福祉体験の場やふれあい交流の場を確保し、全ての市民が心のバリアフリーや相互理解について考える機会を設け、理解や認識を深める取組を推進します。

＜具体的取組＞

ア 福祉教育の場の確保

事業項目	事業内容
学齢期における福祉体験の充実	障害のある人やその支援員等による障害福祉に関する講座や体験等を通じ、心のバリアフリーや共生社会について学ぶ「ふれあい促進事業」等の取組により、児童生徒が障害や障害のある人に対する理解を深め、互いに助け合い、支え合う心を育むための取組を推進します。 また、ジュニア福祉員等、児童生徒の発達段階に応じた主体的な福祉活動の展開を図ります。
社会教育における福祉体験の充実	社会教育の場において、障害や障害のある人に対する社会全体の正しい理解と認識を深めるため、各種学級・講座の開催など、体験を通じた学習の機会の拡充と積極的な啓発・広報活動の推進に努めます。

イ ふれあい交流の場の確保

事業項目	事業内容
相互交流の充実	障害のある人とない人がともに活動し、ふれあい交流できる場として「光市中心身障害児者体育大会」や社会福祉協議会が主催する「ふれあい健康フェスティバル」等のイベントを継続的に開催するとともに、全ての市民が参加でき、お互いが協働し、相互交流を促進できる内容となるよう充実に努めます。
製作を通じたふれあい・交流の推進	障害のある人の立場に立ち、障害のある人に役立つものを考え、製作することで、障害に対する理解促進を図ります。

（3）人権の尊重

＜現状と課題＞

アンケート調査によると、障害のある人は介護者から日常生活の中で「お金の管理」について支援を受けることが多いとの結果が出ており、今後、介護者の高齢化が進む中、金銭管理が困難になることが想定され、権利擁護に向けた普及・啓発に努める必要があります。また、成年後見制度については6割以上、障害者差別解消法については7割以上の人が内容を知らないと答えており、周知が必ずしも十分とは言えないことが分かります。

このような課題を解決するためには、「成年後見制度」や「障害者差別解消法」、「障害者虐待防止法」を踏まえ、差別の解消、虐待の防止につながるよう必要な施策を推進し、心のバリアフリーを進めることが重要です。

＜具体的取組＞

ア 権利擁護の推進

事業項目	事業内容
権利擁護の推進	自らの権利を主張したり行使したりすることが困難な場合でも、本人の権利が擁護され、地域で安心して暮らしていけるよう、権利擁護に関する相談支援の充実、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の制度の普及・啓発を図ります。 また、障害のある人が権利擁護に関するさまざまな制度に適切につながるよう、県や相談支援機関等と連携しながら支援体制の充実に努めます。

イ 障害を理由とする差別の解消の推進

事業項目	事業内容
障害を理由とする差別の解消の推進	住み慣れた地域において安心して暮らしていけるよう、障害や障害のある人に対する誤った認識が解消され、障害を理由とする不当な差別の解消や合理的配慮の提供が進むよう、講演会や市広報等を活用し周知を図ります。

ウ 障害者虐待の防止

事業項目	事業内容
障害者虐待の防止	障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、障害者虐待に関する講演会の開催やパンフレット等により普及・啓発を行います。 また、虐待通報時の対応体制と合わせ、虐待の原因の一つとも言われる「介護者の介護負担」の軽減についても、個別ニーズに即した支援が総合的に行われるよう、関係機関との連携体制の充実に努めます。

（４）地域福祉の充実

＜現状と課題＞

障害のある人が住みなれた地域で生活するには、支援の「受け手」としてだけでなく、「支え手」として互助の意識による社会参加が重要な要素となります。今後は、障害のある人の参加によるボランティア精神の醸成と、社会福祉協議会との連携によるボランティア等の人材育成により、相互理解の土台づくりに努める必要があります。

また、こうした土台づくりをさらに推し進め、支援に結び付けるには、関係機関や団体等との有機的連携が必要となり、地域の福祉活動を支える大きな力となっている、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等との連携強化が不可欠となります。

さらに、障害者団体の活動は、障害のある人相互間の交流や障害のない人との交流や各種相談、情報の伝達等、社会参加や地域における互助活動を促進する上で大きな役割を果たしており、今後もその自主的活動を支援していく必要があります。

＜具体的取組＞

ア 地域福祉活動の推進

事業項目	事業内容
支え合いによるネットワークづくり	障害のある人が住み慣れた地域で、地域の人々と交流しながら、生きがいをもって暮らせる地域社会をつくるため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、自治会等のコミュニティ関係組織と連携し、地域での支え合いによるネットワークづくりを推進し、地域における見守りなどの支援体制の強化を図ります。
ボランティアグループの支援	社会福祉協議会との連携のもと、ボランティア養成講座を開設し、ボランティアの育成・強化を図ります。また、手話や点訳・音訳等ボランティア技術や知識の修得など、ボランティアグループの自主的な学習活動を支援します。
ボランティアネットワークの強化	社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等との有機的連携のもと、ボランティア活動がより活発に行われるよう、ボランティアセンターの仲介機能や、グループ同士の交流の推進に努めます。
ひかりふれ愛ポイント事業の推進	介護予防と地域の互助意識の醸成を目的とした「ひかりふれ愛ポイント事業」を推進し、障害のある人もふれ愛サポーターとして役割を担い、地域とのつながりを持つことにより、相互理解の促進に努めます。

イ 人づくりの推進

事業項目	事業内容
福祉人材の育成	福祉関係従事者の確保を図るため、山口県ひとづくり財団等の関係機関と連携を図り、各種研修会や講習会の周知に努めます。
研修事業の実施	障害者福祉施策に関わる人々の資質の向上を図るため、光市地域自立支援協議会や地域ケア会議などを活用し、障害や障害者福祉についての研修の実施や、福祉関係研修会への参加等、研修の充実に努め、福祉従事者の資質の向上を図ります。
身近な相談役の育成	障害のある人とのふれあいや研修会等を通じ、ボランティア精神の醸成を図り、各種専門機関へのつなぎ役として、福祉員や障害者相談員など地域における「身近な相談役」を育成し、地域社会の中で、互いに助け合い、支え合いのできる仕組みづくりに努めます。

ウ 障害者団体の育成

事業項目	事業内容
障害者関係団体の支援	障害者関係団体が行う、障害のある人の社会参加や互助活動の取組がスムーズに行えるよう、社会福祉協議会等との連携のもと、活動の支援を行います。

2 生活支援

障害の有無にかかわらず、地域において安心して生活し社会参加するには様々な福祉・医療・保健の各制度やサービスの充実と、それらが必要な人に必要な量がいきわたるよう支援する仕組みづくりが必要となります。

こうした状況に対応するため、国や県との役割分担に基づき、さまざまな制度やサービスの充実に努めるとともに、相談支援を中心とした各機関の連携体制を強化し、個人の状況にあった制度やサービスの組み合わせにより、きめ細やかな支援が提供できる仕組みづくりの整備に努めます。

また、障害の原因となる疾病等の発生予防をはじめ、早期発見・早期治療、適切なリハビリテーションなどライフステージに応じた取組を進めます。

施策の方向性

- (1) 相談支援の充実
- (2) 生活支援の充実
- (3) 予防対策と早期支援体制の充実
- (4) 医療、リハビリテーション体制の充実

(1) 相談支援の充実

<現状と課題>

障害のある人の自己選択・自己決定を支えるためには、関係機関の連携や相談支援体制の整備が重要となります。

アンケート調査によると、障害のある人及び主たる介護者は、家族や友人・知人、医療機関の関係者や障害福祉サービス事業所等の身近な人に相談する傾向がうかがえるほか、どこに相談すればよいかわからないと回答した人もあります。

今後は、福祉制度の周知に当たり、障害のある人やその家族だけではなく、相談先と想定される医療機関や障害福祉サービス事業所等へも情報提供を行い、協働・連携が図れる体制の整備が求められます。

こうしたことから、自らが希望する地域で自分らしく生活できるよう、そして、障害のある人の多様なニーズとライフステージに応じた総合的な支援が行われるよう、いつでも身近に相談できる相談支援体制の充実が必要です。

＜具体的取組＞

ア 福祉制度の周知

事業項目	事業内容
情報提供・広報	障害のある人の選択の機会が確保されるよう、各専門機関はもとより、主な相談先と想定される医療機関や通所施設、民生委員児童委員協議会等の地域における相談役に対し、障害者福祉制度の周知・広報を充実します。その際、光市地域自立支援協議会との協働により作成した「障害者サービス情報ガイド」等を活用します。
関係機関との協働・連携	障害のある人が必要なサービスを自らが希望する地域で適切に利用できるよう、地域の相談役である障害者相談員や福祉員、各専門機関が連携を図り、相談からサービス提供まで一貫した支援や必要に応じたサービスのケアマネジメントができる体制の構築に努めます。

イ 相談支援事業の充実

事業項目	事業内容
総合相談支援事業の充実	障害のある人の生活全般にわたる相談に応じ、適切な制度やサービスに結びつくよう、障害者総合相談支援事業の充実を図ります。
地域生活支援拠点の整備	障害のある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、親元からの自立と一人暮らしの支援、緊急時の対応など、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、様々な支援を切れ目なく提供する「地域生活支援拠点」の取組を進めます。
計画相談支援事業の充実	障害のある人が必要なサービスを地域で適切に利用できるよう、ケアマネジメント手法によるきめ細やかなサービスプランを作成し、相談からサービスの提供まで一貫した支援が提供できる体制の構築に努めます。
地域相談支援事業の充実	地域での生活を希望する障害のある人に対し、施設や精神科病院から地域への移行や、その後の地域での安定した生活が継続できるよう、相談支援事業者や関係機関が連携し、地域生活を支援していきます。
居宅介護支援事業所との連携	介護保険制度で保険給付の対象となった場合でも、障害特性により障害福祉サービスを利用できる場合があります。介護保険制度における介護支援専門員を中心として、総合的な福祉サービスの提供が実施されるよう、連携を図ります。

（2）生活支援の充実

＜現状と課題＞

障害のある人が、地域において自ら選択する機会が確保されるよう、障害福祉サービスの細分化が図られ、障害者総合支援法に基づく、自立支援給付事業や地域生活支援事業等、障害のある人の生活を支えるサービスの普及・定着が進んでいます。また、生活の安定を図るため、生活保障の充実や割引制度の充実等さまざまな制度が整備されています。

こうした中、ライフステージに合わせた個々のニーズに対応した、きめ細やかな支援を行うため、ケアマネジメント手法を用いた相談支援事業の充実が図られ、計画的かつ総合的な支援が行われています。

今後も引き続き、障害のある人の生活支援が計画的かつ総合的に行われるよう、関係機関と連携を図りながら、制度の充実と継続した支援を行います。

＜具体的取組＞

ア 在宅生活の支援の充実

事業項目	事業内容
訪問系サービス事業の利用促進 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護	障害のある人の、多様なニーズとライフステージに応じた在宅生活を支援するため、家事や身体介護、外出等の支援を行う訪問系サービス事業の利用促進を図ります。利用に当たっては、計画相談支援事業者等との連携のもと、適切な支給量の提供に努めます。
日中活動系サービス事業の利用促進 ・生活介護 ・自立訓練 ・短期入所	障害のある人の生活能力の維持・向上や、創作的活動・生産的活動の機会を確保するなど、在宅生活を支える重要な拠点となる日中活動系サービス事業の利用促進を図るとともに、計画相談支援事業者等と連携を図り、モニタリング等による適切な利用の促進に努めます。
障害児通所支援事業等の利用促進 ・放課後等デイサービス ・児童発達支援	障害のある子どもが早期から適切な療育・支援が受けられるよう、相談支援事業者や教育機関等と連携を図りながら、障害児通所支援の利用促進を図ります。また、より身近な地域において支援が受けられるよう、放課後児童クラブ（サンホーム）や教育機関等と連携を図ります。 また、医療的ケア児の支援体制の整備の可能性について、関係機関等と検討を進めます。
日中一時支援事業の充実	障害のある人を日中に事業所で一時的に預かり、家族の介護負担を軽減するとともに、社会に適応するための訓練を行います。
地域活動支援センターの利用促進	障害のある人の日々の生活の相談や憩いの場、創作活動等の場として、地域活動支援センターの利用促進を図ります。

第3章 計画の基本的考え方と分野別施策（障害者福祉基本計画）

補装具交付（修理）事業の利用促進	義肢や車いす、補聴器等、障害のある人の機能を補うための補装具について、医療機関や補装具取扱い業者等との連携のもと、適切な補装具の交付（修理）に努めるとともに、事業の周知により、利用の促進を図ります。
日常生活用具の給付事業の利用促進	生活用具（便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴補助用具、排泄管理支援用具等）を給付し、円滑な日常生活のための支援と自立生活の促進を図ります。
外出支援に関するサービスの充実	充実した地域生活が送れるよう、ヘルパーによる移動支援事業により外出の機会の確保に努めるとともに、自動車改造費助成制度や運転免許取得助成制度、交通機関の割引制度等の周知に努め、利用の促進を図ります。
手話・要約筆記奉仕員等の派遣	聴覚障害者等の社会参加の支援を行うため、手話奉仕員・要約筆記奉仕員等の派遣を行うとともに、手話奉仕員の人材の育成に努めます。
生活支援サービスの充実	障害のある人の日常生活の利便性の向上と介護家族の負担軽減を目的として、配食サービスや訪問理美容等の周知と充実を図ります。
障害のある人の家族支援の充実	24時間体制で障害のある人を一時的に預かるレスパイトサービス等について、特定非営利活動法人等と連携を図りながら、介護家族の負担軽減に努めます。
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の検討	本市における精神障害者にも対応した地域包括システムの構築に向けて、国や県の動向に注視するとともに圏域連絡調整会議等で情報を共有し、歩調を合わせながら協議を進めます。

イ 住まいの確保への支援

事業項目	事業内容
共同生活援助事業の利用促進	障害のある人の地域での自立生活を支援するための有効な手段として、相談支援事業による適切な支援に基づき、共同生活援助事業（グループホーム）の利用促進を図ります。
施設入所支援の適切な利用	地域移行の推進が求められる中、ライフスタイルの多様化等による家庭内の介護力の低下等により、施設入所へのニーズも高いことから、相談支援事業との連携のもと、適切な利用に努めます。

ウ 生活の安定に向けた支援

事業項目	事業内容
年金・手当制度等の周知	障害年金・各種手当などにより所得保障が図られるよう、制度の周知を行います。
貸付・割引制度等の周知	社会福祉協議会が実施している貸付制度や各種税金等の控除や減免、各種公共料金等の割引制度の周知を図り、生活安定に向けた取組を行います。

（3）予防対策と早期支援体制の充実

＜現状と課題＞

障害を早期に発見し適切な治療や療育を行うことは、障害の重度化を防ぐ効果が高いと言われており、乳幼児期・青年期・高齢期など、ライフステージに応じた課題に対応するため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携した取組が必要です。

また、豊かな人生を送るために、身体の健康とともに重要なものが、こころの健康です。こころの健康の保持、増進は、個人の尊厳や生活の質を大きく左右することから健やかなこころを支える取組が必要です。

＜具体的取組＞

ア 疾病等の発生予防

事業項目	事業内容
母子保健対策の充実	妊娠の届出をした人には母子健康手帳を交付し、ハイリスク者の把握に努めるとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の体制を整備し、医療機関等関係機関と連携を図り、適切な支援に努めます。また、各種健康診査や健康教育、相談を実施し、正しい知識の普及と不安の解消に努めます。
成人保健対策の充実	自分の健康状態を知るための各種健（検）診を実施し、受診率の向上に努めます。また、市民自身が、健康を意識し健康管理を習慣化するための事業や主体的に取り組む健康づくりを応援する事業を実施します。
労働者の健康増進	労働者の健康の保持増進、労働災害の予防に関する啓発等について、職域保健と連携を図り、推進します。

イ 早期発見・早期治療体制の充実

事業項目	事業内容
乳幼児健康診査の実施	発達段階に応じた健康診査を実施し、未受診者への受診勧奨を行う等受診率の向上に努めます。また、要経過観察者に対する継続的支援の実施や保護者の育児に対する不安を解消するため、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施します。
成人各種健康診査の充実	医療保険者による特定健診や各種がん検診等を実施し、受診率の向上に努めます。また、医療が必要なケースに対する適切な早期治療や自己管理が継続してできるよう、事後指導等の支援体制の充実を図ります。
歯科健診等の実施	障害のある人を対象に、歯科医師による歯科健診及び歯科衛生士による歯みがき指導・歯科相談を実施し、口腔衛生の意識向上を図り、健康の維持増進に努めます。
こころの健康づくり及び自殺対策の推進	こころの健康を維持するための生活やこころの病気への対応を理解し、自分や他者のために取り組むことができるよう、こころの病気に関する正しい知識の啓発や身近な相談窓口の周知に努めます。また、こころの不調に気づいて必要な支援につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」等の人材の育成に取り組めます。

ウ 早期療育・相談支援体制の充実

事業項目	事業内容
発達支援学級（すくすく教室）の実施	1歳6か月児健診で心身の発達の遅れが疑われる児童に対する支援を行うため、すくすく教室を開催し、関係機関と連携をとりながら、健やかな発達支援と早期療育の推進に努めます。
総合療育推進事業の利用推進	心身に障害のある児童等が、早期に療育サポート機関等によるサポートや医師等のフォローアップが受けられるよう、県と連携して早期発見・早期療育の推進を図ります。
心理発達相談（のびのび相談）の実施	幼児健診、発達支援学級、育児相談、保育所・幼稚園等にて言語の発達や情緒面、遊び方や行動、親子関係において気になる親子に対し、公認心理師等による相談を実施します。心身の発達支援や育児支援の助言を行い、関係機関と連携を図りながら、健やかな心身の発達支援に努めます。
年中児（5歳児）発達相談事業の充実	就学を控えた年中児とその保護者に対し、小児科医師、地域コーディネーター、就学担当者、保健師、公認心理師等が相談に応じ、子どもの発達状況の確認や親子のかかわり等の支援及び関係機関と連携を図りながら、健やかな心身の発達と早期療育の推進体制の充実を図ります。
相談・指導体制の充実	育児相談や健康相談、訪問指導等、相談・指導体制の充実に努め、個々の障害の状況に応じた療育が継続されるよう、保健・療育・教育・医療等、関係機関との連携の強化及びフォロー体制の充実を図ります。

（４）医療、リハビリテーション体制の充実

＜現状と課題＞

障害のある人に対する医療やリハビリテーションの充実は、病気の治療だけにとどまらず、障害の軽減を図り、障害のある人の社会的自立を促進するためには不可欠なものです。また、二次障害の発生予防に対応するためにも、職域、学校を含んだ保健・医療・福祉の連携を強化し、総合的な支援体制を確保するとともに、障害のある人の健康管理や医療の充実に努める必要があります。

また、障害のある人が安心して治療を受けるためには、医療費の負担軽減が求められます。医療費の公費負担制度としては、自立支援医療の給付、特定疾病に対する公費負担制度、重度心身障害者医療費助成制度などがあり、その啓発活動に努める必要があります。

＜具体的取組＞

ア 地域医療体制の充実

事業項目	事業内容
医療・リハビリテーション体制の整備	障害のある人のニーズに応じた適切な医療、機能回復、維持訓練を受けることができるよう、周南健康福祉センターや健康増進課、医療機関、職域等と連携して、医療やリハビリテーション体制の充実に努めるとともに、自助組織への支援やボランティアの育成に努めます。
医療的ケア児等コーディネーターの配置	日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が地域で安心して生活が継続できるよう、相談支援事業所等において、保健・医療・福祉・子育て・教育等を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターの配置が進むよう努めます。

イ 医療助成制度の充実

事業項目	事業内容
自立支援医療等の給付	障害の軽減、改善を図るとともに、経済的負担の軽減のため、育成医療や更生医療、精神通院医療の自立支援医療や療養介護医療、肢体不自由児通所医療の給付を行います。
特定疾患治療研究事業の活用	難病のうち指定難病の医療費が公費負担される制度の活用を促進します。
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者に対する経済的負担の軽減を図るため、各種健康保険で治療を受けた場合の自己負担金の助成を行います。

3 生活環境

「目的地に多目的トイレがなくて困った」、「せっかく来たのに段差があって入れない」等の物理的バリア（障壁）や「障害があることを理由に施設の利用を断られた」等の心のバリア（障壁）は、障害のある人の社会参加の促進や、ひいては共生社会の実現を阻害する大きな要因になるものです。

こうしたことから、ユニバーサルデザインやバリアフリーの重要性が広く認識されるよう、国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や、県の「山口県福祉のまちづくり条例」に基づく、物理的バリアの除去と周知啓発や情報提供等による心のバリアの除去に取り組めます。

また、一般的に、社会生活において、障害のある人は障害のない人と比べて災害や犯罪の被害者となる可能性が高いと考えられています。

こうした状況を緩和するため、災害時に避難や避難所生活等が円滑に行われるよう支援体制を確立するとともに、行政や地域住民が一体となって防犯・防災対策に取り組んでいきます。

施策の方向性

- (1) 住宅・建築物のバリアフリー
- (2) 外出に向けた支援の充実
- (3) 安全安心の確保

(1) 住宅・建築物のバリアフリー

<現状と課題>

障害の有無にかかわらず、全ての人が地域で安心して生活するためには、あらゆる社会的障壁が取り除かれた環境が必要であり、とりわけ生活の拠点となる住環境の整備や外出先の公共的施設の整備改善が重要となります。

公共的施設の整備改善としては、これまで市と民間事業者が一体となって、市役所、コミュニティセンターや学校、病院、商業施設などの公共的施設について、スロープの設置やトイレの改善などバリアフリーに努めてきましたが、今後もより多くの施設について障害のある人に配慮した整備が必要です。

また、住環境の整備については、障害のある人の在宅生活を支援するため、住宅改造に対する支援を実施しており、その周知に努める必要があります。

＜具体的取組＞

ア 公共的施設・設備等の環境整備

事業項目	事業内容
公共的建築物等の整備	市役所やコミュニティセンターなど公共施設のみならず、不特定多数の人が利用する公共的施設については、「山口県福祉のまちづくり条例」等バリアフリーに係る基準に基づいた整備を促進します。特に、今後建設を予定する施設を含め、主要な公共施設については、きめ細かな環境整備に努めることとし、多目的トイレや障害者等専用駐車場の整備などユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。
都市公園の整備	都市公園の整備や改修に当たっては、多目的トイレの設置や段差解消などを順次進め、誰もがくつろぐことができる空間の創造に努めます。
周知・啓発への取組	生活環境の整備には、物理的なバリアフリーとともに、さまざまな場面で、障害のある人の利用等を想定した「心遣い」、いわゆる心のバリアフリーの浸透が不可欠となります。市広報やふれあい・交流等を通じ、物理的バリアフリーと心のバリアフリー両面の啓発に努めます。

イ 住宅整備への支援

事業項目	事業内容
市営住宅の整備	市営住宅の建替えに際しては、段差の解消や要所への手摺りの設置、また緊急警報装置の常設や3階以上の住宅へのエレベーターの設置など、バリアフリーと安全対策の推進に努めます。
各種貸付制度の周知	障害のある人の日常生活における不便さを軽減するため、居宅の改修を行う場合の改修費の助成や生活福祉資金貸付制度等、生活しやすい住宅整備に向けて、制度の周知を図ります。

（2）外出に向けた支援の充実

＜現状と課題＞

障害のある人が地域社会の一員として社会参加をするには、外出等に伴う身体的・精神的負担の軽減を図る必要があります。

本市では、障害のある人の移動・交通対策として、福祉タクシー助成事業やストレッチャー付きタクシー運行事業など、外出支援のための各種事業を実施しています。今後もこれら各種制度の積極的な啓発を行い、利用を促進することが必要です。

＜具体的取組＞

ア 交通安全施設の整備

事業項目	事業内容
交通安全施設の整備	障害のある人の安全確保のため、段差の解消、歩道の拡張、点字ブロックの敷設など交通安全設備の促進の働きかけに努めます。

イ 移動・外出への支援

事業項目	事業内容
移動手段の確保	車いす使用者や寝たきりの障害のある人等の移動の手段として、ストレッチャー付きタクシーの運行を引き続き実施します。また、上記タクシーも含めたタクシーを重度の障害のある人の移動手段として確保するため、タクシー券を交付し、タクシー料金の負担軽減を図ります。
福祉有償運送運営協議会の設置	特定非営利活動法人や社会福祉法人等がサービス提供に際して行う有償運送について、福祉有償運送運営協議会による適切な利便の確保に努めるとともに、サービス提供事業者の適切な事業運営と利用する身体障害者等の移動制約者への支援を図ります。

（3）安全安心の確保

＜現状と課題＞

安心して暮らせる地域づくりを進める上で、防犯・防災対策、交通安全対策はきわめて重要な課題です。

障害のある人等は、災害時にはその行動等に多くの困難が伴い、また、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要となることから、平常時から障害のある人に配慮した防災対策を推進し、災害時に迅速な対応がとれる体制の整備が必要となります。

本市では、光市地域防災計画を策定し、要配慮者対策として、社会福祉施設等での安全確保に係る組織体制の整備を進めるとともに、障害のある人への支援体制の確保や防災知識の普及啓発、避難所等の生活の場の確保等、在宅の障害のある人やひとり暮らし高齢者などの防災対策を推進することとしています。

また、アンケート調査によると、「火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。」及び「家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。」の問いに対し、「考えたことがない」と回答する人の割合が高く、災害時の避難等の想定ができていない人が多いことがうかがえます。今後も引き続き、災害時要援護者把握事業の周知を図りながら、災害時の支援体制の整備等

に努めることとしています。

こうした取組に加え、地域での支え合いを強化することによる、防犯体制や交通安全対策の充実が求められています。

< 具体的取組 >

ア 防災体制の整備

事業項目	事業内容
防災体制の確立	防災関係機関と連携を図りながら、防災訓練の実施や自治会組織を中心とした地域の自主防災組織の育成などにより防災意識の高揚を図るとともに、民生委員・児童委員、関係団体等の協力・連携による緊急時連絡体制の整備に努めます。
避難施設等の確保	市広報や防災メール、出前講座等を活用し、防災意識の啓発に努めるとともに、障害のある人等に対応できる避難施設の確保や防災関係機関等に対する要援護者の情報提供、避難時の災害時要援護者に対する支援体制の強化を図ります。
災害時要援護者支援体制の確立	障害や障害のある人に対する市民の理解と、重度の障害のある人等、災害弱者に対する緊急時の連絡体制の整備や避難所対策など、総合的な防災体制の整備を図るため、光市地域防災計画との整合を図りながら、災害時要援護者把握事業の周知を図り、支援体制の充実を図ります。 また、ヘルプカードや災害時識別用ベストの配布等により、避難時や避難所での安心・安全な生活の支援に努めます。

イ 生活の安全の確保

事業項目	事業内容
緊急通報体制の充実	重度の障害のあるひとり暮らしの人や重度の障害のある人と高齢者のみの世帯の緊急時における通報手段の確保のため、緊急通報装置の周知に努め、利用の促進を図ります。
防犯対策の推進	悪質商法等による障害のある人の被害を未然に防止するため、民生委員・児童委員などの協力のもと、警察署等関係機関と連携を取りながら防犯活動の積極的な推進を図るとともに、消費者教育の充実と情報提供に努めます。
交通安全思想の普及	警察署等関係機関と連携し、交通安全意識の高揚を図るため、正しい交通ルールの実践や点字ブロック上の放置自転車・障害物等の通行の支障となっている行為について、マナーの向上を呼びかける広報活動や交通安全対策を推進し、歩行者、障害のある人などが安全で安心できる交通環境の実現に努めます。

4 雇用・就労

障害のある人が、その適性に応じて就労することは、選択の機会の確保や経済的な自立、社会貢献や社会参加の観点からもとても重要です。

このため、ひとりでも多くの障害のある人が本人の適性に応じた一般就労につながるよう、関係機関との連携に基づき、本人のスキルアップや企業・事業所とのマッチングの支援強化に取り組むとともに、企業や事業所に、障害者雇用について理解・協力を求めるとともに、安定した就労の継続・定着に向け、各関係機関が行う支援策を活用し、企業・事業所と障害のある人双方のフォローを行います。

さらに、一般就労が困難な障害のある人に対しては、計画相談支援事業等との連携のもと、就労系サービス事業等のいわゆる福祉的就労に適切につなげます。また、生産活動等の場の確保を図るとともに、継続的な通所の支援や工賃向上、能力向上の取組に努めます。

施策の方向性

- (1) 一般就労の推進
- (2) 福祉的就労の充実支援

(1) 一般就労の推進

<現状と課題>

障害のある人に対する雇用対策については、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づき、公共職業安定所や事業者の連携による就労相談等の実施や事業主に対する助成など、さまざまな施策が実施されています。平成28年4月には、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められるとともに、平成30年4月には、法定雇用率の算定基礎の対象に精神障害者が追加され、障害のある人の雇用に向けた法制度の充実が図られています。

しかしながら、障害特性や就労に伴う新たな生活面の課題の発生などにより、障害のある人の就労は、安定的に継続できないケースが多いことが課題とされています。アンケート調査によると、障害のある人は、就労支援として、職場の上司や同僚等の障害理解や職場としての障害理解を求めているとの結果が出ており、

理解促進、就労定着に対する取組の強化が求められています。

また、障害のある人自身が職業能力の開発に取り組み、仕事への適応能力を高めていくことは、雇用環境の整備や理解促進と並んで大切なことです。アンケート調査においても、障害のある人の就労希望者のうち、職業訓練を受けたいと感じている人も多くおり、取組の必要性がうかがえることから、県の産業技術学校や民間の能力開発施設、障害者職業センター等の実施機関やコーディネイト役となる障害者就業・生活支援センター等の活用により、総合的に障害のある人の能力開発に努める必要があります。

< 具体的取組 >

ア 障害者の雇用促進啓発

事業項目	事業内容
障害者雇用促進啓発活動の充実	障害のある人に対する理解と雇用拡大を図るため、「障害者雇用支援月間（毎年9月）」の活用と関係機関との連携のもと、障害者雇用に関する各種支援制度の周知と雇用拡大に関する積極的な啓発活動を推進します。
事業所の雇用促進	障害のある人の雇用ニーズに対応し、障害者雇用促進法に基づく各種制度やジョブコーチ支援事業をはじめとする各種助成制度の普及啓発等により、障害のある人に対する理解と雇用の促進に努めます。 また、新たに法定雇用率の対象となる精神障害者の雇用促進に向けた啓発に努めていきます。
関係機関との連携	就労に関するさまざまな相談や企業とのマッチング、職場への定着支援等、障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等と連携を図りながら、継続して支援を行います。

イ 就労に向けての育成・支援

事業項目	事業内容
情報提供の充実	障害者職業センターや公共職業安定所と連携しながら、障害のある人のための職業訓練機関等に関する情報や職業相談などの情報提供の充実に努めます。
技術習得への機会の提供	各関係機関との連携のもと、適切なコーディネートにより適切な実施機関につなげ、障害のある人のための職業訓練等による、職業能力の開発・育成を推進します。
職場実習の推進	自分に合う仕事や能力の発見、また、企業の障害者雇用への理解促進につながる機会として効果の大きい「職場実習」を有効活用するため、障害者就業・生活支援センターや光市地域自立支援協議会との連携による職場実習先の開拓や、職場実習等にかかる交通費等の助成等に取り組み、一般就労への足がかりを支援します。
就労定着への支援	障害者職業センターや公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等と連携を図りながら、職場や家庭等との調整や助言等を行い、障害のある人の就労の定着を支援します。

（２）福祉的就労の充実支援

＜現状と課題＞

一般企業での就業が困難な障害のある人に対しては、自立した生活が送れるよう、就労系サービス事業所での支援、いわゆる福祉的就労が必要となります。重度の障害のある人にとっても、就労の機会を得て、社会の一員として経済活動に参加できることは大きな喜びとなります。

就労系サービスを利用し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援、就労の機会の提供や生産活動の機会の提供等、個々人のニーズに合わせた支援を行うことにより、地域における就労支援の充実を図っています。

本市では、障害のある人の経済面の自立を進めるため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達や推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、障害者就労施設等からの物品の調達方針を策定し、工賃向上に向けた取組を進めています。

また、福祉的就労の場としての就労系サービス事業所等の役割として、障害のある人の一般就労に向けたスキルアップの側面もあることから、各関係機関との連携のもと、一体となった支援のための体制づくりが必要となります。

<具体的取組み>

ア 就労系サービスの充実

事業項目	事業内容
就労系サービス事業の利用促進 ・就労継続支援 ・就労移行支援	一般就労が困難な障害のある人の日中活動や生産活動の場として重要な役割を果たす就労系サービス事業の利用促進を図るため、就労系サービス事業所や関係機関と連携し、適切なサービスにつながるよう支援に取り組みます。 また、就労系サービス事業を通じ、就労に対する意欲や能力の向上が見られた場合は、関係機関との連携のもと、一般就労につなぐための支援に取り組みます。

イ 工賃向上・意欲向上への取組

事業項目	事業内容
障害者就労施設等からの優先調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品の調達方針を定め、物品やサービスの調達を、障害者就労施設等から優先的・積極的に行うことを推進します。また、推進に当たっては、光市地域自立支援協議会との連携により作成した、就労系サービス事業所のPRシート等を活用するとともに、県の工賃向上に向けた取組と合わせて発受注の拡大に努めます。
工賃の確保と意欲の向上	福祉的就労により得た賃金を確保し、通所意欲の維持・向上を図るため、通所にかかる経費の一部を助成します。

5 教育・文化

障害のある子どもが、住み慣れた地域で安定した地域生活及び社会生活を送るためには、それぞれの発達段階において、特に、専門的な療育や障害の特性に合った教育を受けることが重要です。そのために、教育、保健、福祉、医療、雇用等の各分野の連携によるきめ細やかな支援体制の構築を行うとともに、地域社会におけるふれあいや交流活動の場の確保を行います。

また、学齢期のみならず、それぞれのライフステージにおける、ニーズに即した学習の機会や文化・スポーツ活動の機会に積極的に参加することは、障害のある人の社会参加を促進するだけでなく、地域社会においてその人らしく生活する上で重要な役割を担っていることから、学習活動や文化・スポーツ活動への参加の促進を行います。

施策の方向性

- (1) 就学前教育・療育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 社会教育と文化・スポーツ等の充実

(1) 就学前教育・療育の充実

<現状と課題>

障害のある子どもにとって医療・訓練と同時に保障されなければならないのが教育です。特に幼児期は人格の基礎が形成される大切な時期でもあり、就学前からの教育はとても重要です。

障害のある子どもの早期発見、早期療育を推進するため、保健・福祉・教育の関係機関が連携し、各種の早期教育・早期療育を推進していますが、障害のある子ども及びその家族を支える支援者がネットワークを形成しながら、総合的な教育・療育支援体制の構築を引き続き推進する必要があります。

< 具体的取組 >

ア 専門的機関等との連携

事業項目	事業内容
専門的療育機関等との連携	児童発達支援センターや年中児発達相談会など、保健、福祉、教育が連携した相談しやすいシステムの再構築及び専門医や医療機関との連携強化を図り、療育体制の充実を促進します。
発達障害者支援センター等との連携	「山口県発達障害者支援センターまっぷ」など、発達障害に関わる相談・療育支援、就労支援、普及啓発を業務とする各種機関と連携し、ニーズに合わせた支援を行います。
ことばの教室との連携	幼児の健全な成長発達を促進するため、ことばの発達に課題のある子どもや保護者に対する専門的な指導や支援を行う「ことばの教室」と連携を図ります。

イ 障害児保育の充実

事業項目	事業内容
障害児保育の充実	保護者に対する就学前教育の啓発を行うとともに、幼稚園や保育所で障害のある幼児に対して、きめ細かな教育・保育を確保します。また、幼稚園や保育所での障害のある幼児の受け入れを促進するとともに、研修等により教育・保育担当者の資質の向上を図ります。 また、集団生活に不安のある児童に対しては、保育所等訪問支援事業等との連携により、専門的な視点による支援に努めます。
障害児通所支援の充実	より専門的な療育を行うため、児童発達支援事業等の障害児通所支援事業の充実を図ります。また、幼稚園・保育所、及び相談支援事業者、教育機関と連携しながら一体的な支援を行います。
重度障害児保育の充実	より専門的な療育を必要とする幼児に対応するため、相談支援体制の充実を図りながら、重度心身障害児の保育の充実を図ります。

(2) 学校教育の充実

< 現状と課題 >

学校教育においては、障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活上又は学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援をする特別支援教育を行っています。

本市においては、ほとんどの小・中学校に特別支援学級が設置されており、障

害の種別ごとに少人数の学級で一人ひとりの特性に応じた教育を行っています。近隣市町には総合支援学校があり、障害の程度が比較的重い児童生徒を対象として専門性の高い教育が行われており、障害が重く通学が困難な児童生徒には、総合支援学校から家庭や施設、医療機関等に教員を派遣して教育を行う、いわゆる訪問教育が行われています。

また、通常の学級に在籍する発達障害やその傾向のある児童生徒をはじめ、特別な教育的支援を要する児童生徒に対しても、障害や特性に配慮した指導内容や指導方法を工夫したり、必要に応じて、市内の小・中学校に設置されている通級指導教室において、生活上又は学習上の困難を改善・克服するために特別な指導を行っています。

こうした取組を強化するために、全校体制による支援の充実や、個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく授業実践と継続的な支援の推進、教職員の専門性の向上などが求められています。

さらには、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向け、合理的配慮の実践や、交流及び共同学習の推進に努める必要があります。

< 具体的取組 >

ア 教育環境の整備

事業項目	事業内容
学校施設・設備の整備	障害のある児童生徒の受け入れのために、校内環境のバリアフリー化の観点から、施設・設備の改善などを進めます。また、障害の状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備や、災害時等への対応に必要な施設・設備の整備・充実に努めます。

イ 障害のある児童生徒の教育の充実

事業項目	事業内容
特別支援教育の充実	障害のある児童生徒を組織として支える校内の支援体制の構築や、児童生徒の障害の状態や特性を踏まえた教育内容・方法の工夫に努めます。
総合支援学校における長期家庭療養児に対する訪問教育	長期家庭療養のため、教育を受けることが困難な児童生徒に対して、総合支援学校の教員が家庭又は病院を訪問して、教育相談や学習指導等に努めます。

ウ 指導体制・内容の充実

事業項目	事業内容
教職員の専門性の向上	教職員の実践的指導力の向上のため、県教育委員会の制度を活用して、教職員の長期・短期の各種研修機会の確保に努めます。
交流及び共同学習の推進	交流及び共同学習を実現させるため、小・中学校と特別支援学校や地域が一体となった取組を積極的に推進します。
進路指導の充実	障害のある生徒の中学校卒業後の進路が、一人ひとりの障害の状態や特性に応じて保障されるよう、教育、福祉、雇用等の関係機関との連携を深め、進路指導の充実を図ります。

（3）社会教育と文化・スポーツ等の充実

<現状と課題>

障害のある人が、生涯にわたって心ゆたかに生活するためには、地域社会において、広く学習の機会が確保されることが必要です。

そのためには、地域における社会教育の充実を図ることが重要であり、各種ボランティア等との連携はもちろん、障害のある人がボランティア活動へ積極的に参加できるような仕組みづくりなど、ともに学び合う学習活動の推進が求められています。

また、障害のある人がスポーツ・レクリエーション及び文化活動に参加することは、体力の維持増進や感性と知性の育成に大きな役割を果たすとともに、自立の促進や余暇の充実、社会参加を通じた生活の質の向上につながることから、積極的に推進していく必要があります。

<具体的取組>

ア 障害のある人の社会教育の充実

事業項目	事業内容
障害のある人の社会教育の支援	障害のある人の学習活動として、障害の特性に応じた学習内容や学習情報、学習機会を提供します。また、各種ボランティア等と連携を取りながら、地域におけるボランティア活動への参加など社会教育活動を展開していきます。

イ 文化・スポーツ活動の促進

事業項目	事業内容
文化活動の支援	<p>障害のある人が気軽に参加できるよう講座・教室等の充実や、開催日・開催場所等の周知に努め、多様なニーズに応じられるよう、生涯を通じた文化活動や交流活動、学習機会の確保に努めます。</p> <p>また、障害のある人や障害者団体による文化活動、施設等における創作活動等について、発表の場の確保や展示機会の創出を通じて文化活動の推進に努めます。</p>
スポーツ・レクリエーション活動への参加促進	<p>障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会の確保に努めるとともに、相談、指導のできる人材の養成・確保を推進します。</p> <p>さらに、障害のある人が障害の程度、状況に応じて無理なく参加できるスポーツ・レクリエーションの普及に努めるとともに、全国障害者スポーツ大会への出場に対する奨励に努めます。</p>

第4章 障害福祉サービス等の円滑な推進 (障害福祉計画)

第1節 障害福祉計画とは

第2節 障害福祉サービス等の数値設定に
当たっての基本的考え方

第3節 障害福祉サービス等の量の見込み

第4節 障害福祉サービス等の目標値の設
定及び目標達成のための方策

第1節 障害福祉計画とは

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、障害者のニーズや地域資源の現状を踏まえ、障害のある人の支援の提供体制の確保に関する事項を定めるものです。

障害児福祉計画は、児童福祉法に基づき、障害のある児童に対する支援の提供体制の確保に関する事項等を定めるもので、障害福祉計画と一体のものとして作成することができるとされています。本市においては、障害福祉計画と障害児福祉計画を「第6期障害福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）」として一体的に策定し、引き続き、障害福祉サービス等の円滑な推進を図ります。

本計画は、国が示す「基本指針」に基づき、障害福祉サービスや障害児通所等支援、その他の支援等の今後3年間の数値目標を設定し、それらが総合的に提供されるよう連携体制の整備と確保等について取り組むことを目的に、山口県との連携のもと、周南圏域での調整を図りながら策定します。

第2節 障害福祉サービス等の数値設定に当たっての基本的考え方

1 計画の基本的視点

本計画は、光市障害者福祉基本計画に定める基本理念を踏まえつつ、国が示す基本方針に沿い、次に掲げる視点に配慮して策定します。

（1）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進める必要があります。

（2）障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害のある人の範囲を、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者等とし、サービスの充実を図る必要があります。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、精神障害者に含まれるものとして、さらに、難病患者等についても、法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図る必要があります。

（3）地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める必要があります。

（4）共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制を構築していく必要があります。

（５）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害の疑いがある段階から、身近な地域でライフステージに沿った支援ができるよう、また、医療的ケア児が専門的な支援を円滑に受けられるよう、地域の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援体制を構築していくことが重要となります。

（６）障害福祉人材の確保

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、研修の実施や多職種間の連携の推進により専門性を高め、いくとともに、県や関係機関と協力して障害福祉の現場が魅力的な職場であることの周知・広報等に取り組むことが必要です。

（７）障害者の社会参加を支える取組

障害者の文化芸術活動等、多様な活動に参加する機会の確保を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を支える取組が必要です。

2 第5期計画から第6期計画へ

第6期計画では、国の基本指針において、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実・強化等や障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築等に関する成果目標が追加されました。

本市では、以下の事項について、成果目標を定めることとします。

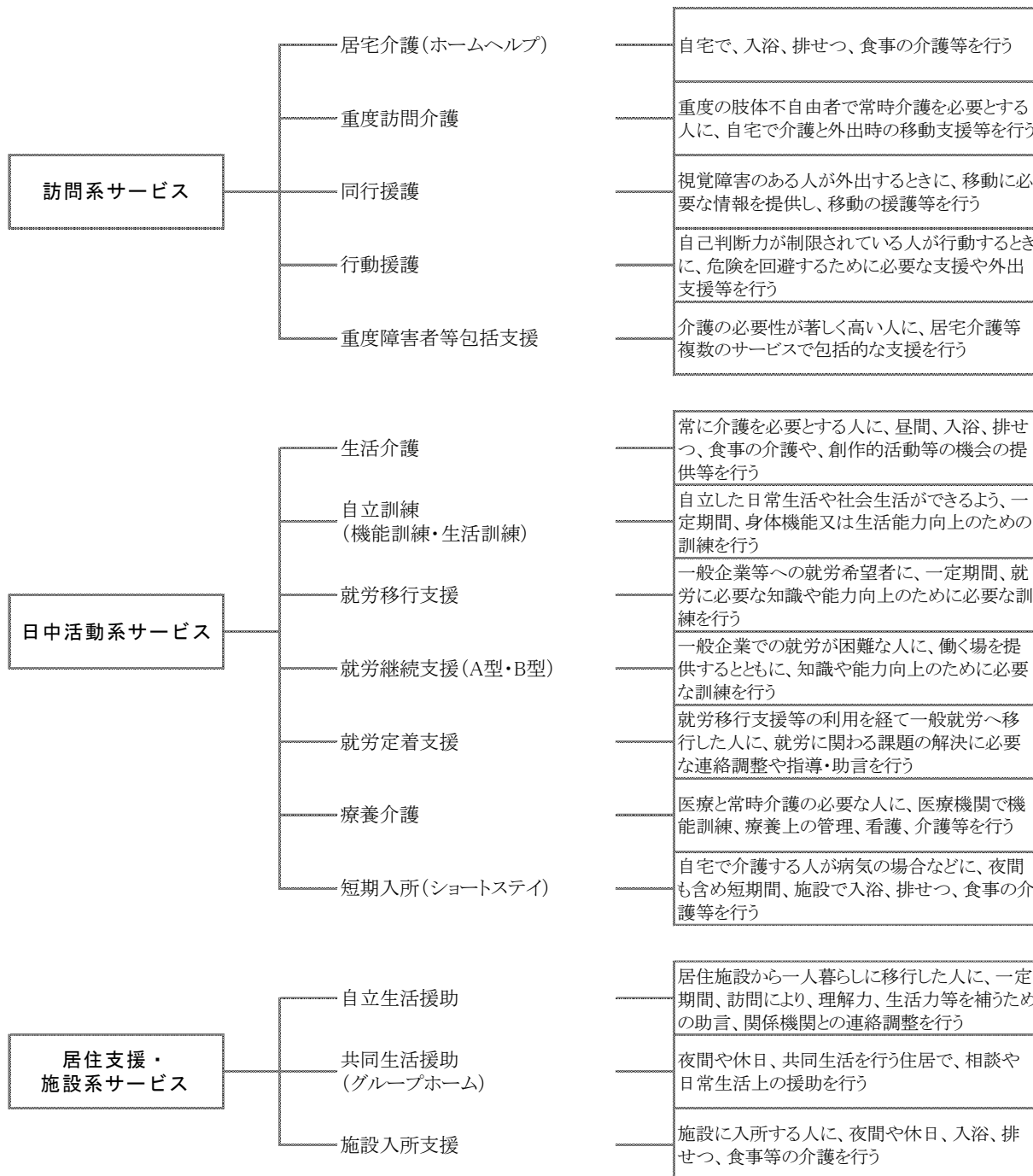
- （１）福祉施設の入所者の地域生活への移行
- （２）地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- （３）福祉施設から一般就労への移行等
- （４）障害児支援の提供体制の整備等
- （５）相談支援体制の充実・強化等
- （６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- （７）精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

3 見込量算定に当たっての基本的考え方

見込量算定に当たっては、数値目標の達成に向けて実効性のあるものとし、第5期計画の実績及び検証分析から、第6期見込量を算定します。また、周南圏域で行った総合支援学校在籍生徒の進路希望調査及び障害のある人からの相談を受ける中で、ニーズの把握に努めました。さらに、事業所と連携し、施設整備の予定も勘案し、見込量の算定を行いました。

- (1) 第5期計画の進捗状況や各種サービスの利用実績等の検証分析を踏まえる。
- (2) 総合支援学校在校生（1～3年）を対象とした進路意向調査の結果を踏まえる。
- (3) 今後3年間に新たに施設整備予定のあるサービスについての情報を踏まえる。

障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系



相談支援	計画相談支援	サービス等利用計画を作成し、自立した生活を支え、適切なサービス利用及びきめ細やかな支援を行う
	地域移行支援	施設入所者や入院中の精神障害者及び矯正施設退所者の、住居の確保や地域生活に移行するための支援等を行う
	地域定着支援	居宅において単身等で生活している人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談や支援等を行う
障害児支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う
	放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う
	保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用している障害児を対象に、障害児支援利用計画を作成し、サービス調整及び各種支援を行う
地域生活支援事業	コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能・音声機能や視覚障害等のため、意思疎通に支障のある障害者に手話通訳者等の派遣を行う
	日常生活用具給付事業	重度障害者(児)に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付や貸与を行う
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者(児)に対して、外出のための支援を行う
	地域活動支援センター事業	創作的活動や生産機会の提供等の基礎事業に加え、機能体系により相談支援や機能訓練、入浴サービス等を行う
	日中一時支援事業	日中、監護する者がいない等、一時的な見守りが必要な障害者(児)に活動の場の提供や日常的な訓練等を行う
	生活訓練事業	視覚障害のある人への料理教室を開催し、調理指導・栄養指導等を行う
	福祉機器リサイクル事業	不要になった福祉機器の修理・洗浄等を行い、これを必要とする人に斡旋を行う
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツを通じた体と心の健康の維持増強を図るため、スポーツ・レクリエーション等の大会を行う
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人へ、点訳・音訳等の方法により、市の広報、生活情報等の定期的な提供を行う
自動車運転免許取得・改造費助成事業	障害のある人の社会参加の促進を図るため、自動車運転免許取得費用の助成や自動車改造費用の助成を行う	

第3節 障害福祉サービス等の量の見込み

1 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障害者の居宅を訪問して、介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

(1) 居宅介護、重度訪問介護

<サービス内容>

居宅介護は、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業です。

重度訪問介護は、重度の障害のある人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う事業です。

<第5期見込量に対する実績状況>

居宅介護については、入院入所や死亡等のほか、65歳到達に伴い介護保険へ移行したことによる終了や重度訪問介護へサービスを変更したケースの増加により、見込量を下回る実績となっています。重度訪問介護については、新規利用者が増加したことから見込量を上回る実績となっています。

区分／年度		H30	R元	R2	
居宅介護	見込量	(時間/年)	6,600	6,750	6,850
		(時間/月)	550	563	571
	利用実績 (時間/月)	413	398	見込 (432)	
重度訪問介護	見込量	(時間/年)	2,200	2,200	2,200
		(時間/月)	183	183	183
	利用実績 (時間/月)	204	210	見込 (230)	

<計画>

居宅介護及び重度訪問介護については、ひとり暮らしの人や要支援家庭の在宅生活の維持や介護者の負担軽減等から利用時間の増加を見込んでいます。

(単位：時間／月)

区分／年度	R3	R4	R5
居宅介護	441	454	462
重度訪問介護	230	230	230

（2）同行援護

＜サービス内容＞

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行う事業です。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

主に市内2事業所により実施していますが、事業所の体制等によりサービス提供が困難な場合もあり、見込量を下回っています。同行援護でのサービス提供が困難な場合には移動支援（地域生活支援事業）等で、同等のサービス提供を行っています。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出の自粛により、利用実績は減少しています。

区分／年度			H30	R元	R2
同行援護	見込量	(時間/年)	1,950	2,000	2,000
		(時間/月)	163	167	167
	利用実績 (時間/月)		136	126	見込 (66)

＜計画＞

視覚障害者の自立生活や社会参加の機会の確保に対応するため、第5期計画と同程度のサービスの利用を見込んでいます。

(単位：時間/月)

区分／年度	R3	R4	R5
同行援護	133	133	133

（3）行動援護

＜サービス内容＞

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う事業です。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

圏域に該当事業所がないため、利用実績はありませんが、移動支援事業（地域生活支援事業）等で同等のサービス提供を行っています。

区分／年度			H30	R元	R2
行動援護	見込量	(時間/年)	0	0	0
		(時間/月)	0	0	0
	利用実績 (時間/月)		0	0	見込 (0)

第4章 障害福祉サービス等の円滑な推進（障害福祉計画）

<計画>

指定基準を満たす事業所が圏域にないため、第6期計画でも利用を見込んでいませんが、引き続き、移動支援事業（地域生活支援事業）で同等のサービス提供を行います。

（単位：時間／月）

区分／年度	R 3	R 4	R 5
行動援護	0	0	0

（4）重度障害者等包括支援

<サービス内容>

介護の必要性が著しく高い人に、一つの事業所が居宅介護等の複数のサービスを包括的に実施する事業です。

<第5期見込量に対する実績状況>

圏域に該当事業所がないため、利用実績はありませんが、複数の事業所が行うさまざまなサービスを組み合わせることで、同等のサービス提供を行っています。

区分／年度		H30	R 元	R 2
重度障害者等 包括支援	見込量	(時間/年)	0	0
		(時間/月)	0	0
	利用実績 (時間/月)	0	0	見込 (0)

<計画>

一つの事業所が複数のサービスを包括的に実施するもので、現在のところ圏域に指定基準を満たす事業所がないため、第6期計画でも利用を見込んでいませんが、今後も、複数の事業所が行う様々なサービスを組み合わせることで、同等のサービス提供を行います。

（単位：時間／月）

区分／年度	R 3	R 4	R 5
重度障害者等包括支援	0	0	0

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

（1）生活介護

＜サービス内容＞

常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する事業です。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

総合支援学校の卒業者等の新規利用はありますが、65歳到達に伴い介護保険へ移行したことによる終了等もあるため、ほぼ横ばいで推移しています。

区分／年度		H30	R元	R2	
生活介護	見込量	(人日/年)	37,375	37,966	38,446
		(人日/月)	3,115	3,164	3,204
	利用実績 (人日/月)	3,002	2,968	見込 (3,000)	

＜計画＞

今後も65歳到達に伴う介護保険への移行による減少が見込まれますが、令和2年度に新規事業所が開設されたことによる増加もあるため、第5期計画と同程度のサービスの利用を見込んでいます。

(単位：人日／月)

区分／年度	R3	R4	R5
生活介護	3,000	3,000	3,000

（2）自立訓練

＜サービス内容＞

自立した日常生活や社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う事業です。機能訓練については、標準利用期間が最長1年6箇月、生活訓練については最長2年となっています。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

機能訓練については、平成29年度から利用実績がありますが、標準利用期間の満了後に他の日中活動系のサービス等へ移行しているため、利用実績は減少しています。

第4章 障害福祉サービス等の円滑な推進（障害福祉計画）

生活訓練についても、標準利用期間の満了による終了が多く見込量を下回っていますが、令和2年度は新規利用者が終了者を上回っているため、利用実績は上昇しています。

区分／年度		H30	R元	R2
自立訓練 (機能訓練)	見込量	(人日/年)	360	360
		(人日/月)	30	30
	利用実績(人日/月)	56	36	見込(8)
自立訓練 (生活訓練)	見込量	(人日/年)	3,000	3,000
		(人日/月)	250	250
	利用実績(人日/月)	198	127	見込(167)

<計画>

機能訓練事業については、標準利用期間が1年6箇月で限定されていること、また、指定基準を満たす事業所が圏域に1事業所のみであるため、令和2年度実績と同程度を見込んでいます。

生活訓練事業については、標準利用期間が2年間で限定されていることから、利用者の入れ替わりはありますが、現状と同程度のサービスの利用を見込んでいます。

(単位：人日／月)

区分／年度	R3	R4	R5
自立訓練(機能訓練)	17	17	17
自立訓練(生活訓練)	200	200	200

(3) 就労移行支援

<サービス内容>

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。就労移行支援については、標準利用期間が最長2年となっています。

<第5期見込量に対する実績状況>

必要な移行支援が完了した後に他の日中活動系のサービス等へ移行しているため、利用実績は減少しています。近年は、新規利用があっても就労アセスメントを目的とした、一時的な利用で終了する傾向が高い状況です。

区分／年度		H30	R元	R2
就労移行支援	見込量	(人日/年)	530	530
		(人日/月)	44	44
	利用実績(人日/月)	58	38	見込(46)

<計画>

今後も就労アセスメントを目的とした一時的な利用や就労移行支援での短期間の訓練を経て、就労系サービスへ移行する状況は変わらないと考えられるため、現状と同程度の利用を見込んでいます。

(単位：人日／月)

区分／年度	R3	R4	R5
就労移行支援	45	45	45

(4) 就労継続支援

<サービス内容>

A型事業所は、雇用契約に基づく就労の機会を提供することにより、就労に必要な知識・能力の向上や一般企業等への就労に向けた支援を目的とした、必要な訓練を行う事業です。

B型事業所は、一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。

<第5期見込量に対する実績状況>

A型事業所は平成28年度に市内に2事業所が新設されたことにより、利用者の増加を見込んでいましたが、第5期計画策定後に近隣市に事業所が開設されたことなどから、見込量を大幅に上回る実績となっています。

B型事業所は一般就労やA型事業所での就労が困難な福祉的就労の場として、ニーズの高いサービスであり、おおむね見込みどおりの実績となっています。

区分／年度		H30	R元	R2
就労継続支援 (A型)	見込量	(人日/年)	7,505	7,800
		(人日/月)	625	650
	利用実績(人日/月)	730	807	見込(825)
就労継続支援 (B型)	見込量	(人日/年)	18,011	18,568
		(人日/月)	1,501	1,547
	利用実績(人日/月)	1,593	1,578	見込(1,583)

第4章 障害福祉サービス等の円滑な推進（障害福祉計画）

<計画>

アンケート調査においても総合支援学校の卒業予定者等を中心に就労継続支援のニーズが高く、また、事業所の開設予定もあることから今後も新規利用の増加が見込まれます。

（単位：人日／月）

区分／年度	R 3	R 4	R 5
就労継続支援（A型）	850	880	910
就労継続支援（B型）	1,583	1,600	1,616

（5）就労定着支援

<サービス内容>

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した人の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所、家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行う事業です。

<第5期見込量に対する実績状況>

平成30年度から新たに創設されたサービスで、見込量は下回っていますが、利用実績は増加傾向にあります。

（単位：人／月）

区分／年度		H30	R 元	R 2
就労定着支援	見込量	10	10	10
	利用実績	2	5	見込（7）

<計画>

平成30年度に創設されたサービスであるため、引き続き事業の周知に努め、積極的な利用を推進します。また、定期的な職場訪問や相談を行う事業者と連携し、障害のある人が安心して就労を継続できるよう支援します。

（単位：人／月）

区分／年度	R 3	R 4	R 5
就労定着支援	8	10	12

（6）療養介護

<サービス内容>

長期間の医療的ケアに加え、常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護並びに日常生活の世話をを行う事業です。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

おおむね見込みどおりの実績となっています。令和2年度は退所により減少しています。

（単位：人／月）

区分／年度		H30	R元	R2
療養介護	見込量	19	19	19
	利用実績	19	19	見込（17）

＜計画＞

本事業の対象者は、長期間の医療的ケアに加え、常時介護を必要とする重症心身障害者等であることから、対象者も限られるため、現状の17名を見込んでいます。

（単位：人／月）

区分／年度		R3	R4	R5
療養介護		17	17	17

（7）短期入所（ショートステイ）

＜サービス内容＞

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で、入浴、排せつ、食事の介助を行う事業です。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

施設入所の待機登録者を中心に短期入所を長期利用する傾向にあります。また、平成30年度に市内に1事業所（共生型）が開設されたことにより、見込みを大幅に上回っています。

区分／年度			H30	R元	R2
短期入所	見込量	(人日/年)	1,030	1,030	1,030
		(人日/月)	86	86	86
	利用実績 (人日/月)		124	155	見込（158）

＜計画＞

在宅生活の継続や介護負担の軽減を目的としたニーズの高いサービスですが、定員に限りがあることや定期的な利用を想定し、現状と同程度を見込んでいます。

（単位：人日／月）

区分／年度		R3	R4	R5
短期入所		158	158	158

3 居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は日中活動系サービス等を利用します。

(1) 自立生活援助

<サービス内容>

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人で一人暮らしを希望する人に、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、家事や通院等の地域生活における助言や連絡調整を行う事業です。

<第5期見込量に対する実績状況>

平成30年度から新たに創設された事業です。圏域に事業所がないため、実績はありませんが、相談支援や居宅介護等で、地域生活における助言等を行っています。

(単位：人/月)

区分/年度		H30	R元	R2
自立生活援助	見込量	2	2	3
	利用実績	0	0	見込(0)

<計画>

指定基準を満たす事業所が圏域にないため、第6期計画では利用を見込んではいませんが、引き続き、相談支援や居宅介護等で同等の支援を行います。

(単位：人/月)

区分/年度		R3	R4	R5
自立生活援助		0	0	0

(2) 共同生活援助（グループホーム）

<サービス内容>

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う事業です。

<第5期見込量に対する実績状況>

ニーズの高いサービスであり、おおむね見込みどおりの実績となっています。

(単位：人／月)

区分／年度		H30	R元	R2
共同生活援助	見込量	22	23	23
	利用実績	22	22	見込(22)

<計画>

地域移行の受け皿として、また親亡き後の生活の場として、ニーズの高いサービスですが、定員に限りがあることから、現状と同程度を見込んでいます。

(単位：人日／月)

区分／年度	R3	R4	R5
共同生活援助	22	22	22

(3) 施設入所支援

<サービス内容>

施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う事業です。

<第5期見込量に対する実績状況>

障害のある人の地域移行を進めるという国の方針に基づき、施設から共同生活援助を含む、地域生活への移行による減少を見込んでいましたが、依然として、在宅生活の継続が難しい人の利用希望があることから、見込量を上回る実績となっています。

(単位：人／月)

区分／年度		H30	R元	R2
施設入所支援	見込量	94	93	92
	利用実績	92	90	見込(91)

<計画>

施設入所者については、地域生活への移行を進めていくことが求められていることから、関係機関との連携により、障害の特性に応じて移行先を見極め、地域移行の促進に努めます。

(単位：人／月)

区分／年度	R3	R4	R5
施設入所支援	91	91	90

4 相談支援

（1）計画相談支援

＜サービス内容＞

障害福祉サービスの利用に係る相談や調整、サービス等利用計画の作成などを行う事業です。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

平成30年度の報酬改定において、モニタリングの頻度が高められ、支援が強化されことにより、利用実績は増加しています。

（単位：人／月）

区分／年度		H30	R元	R2
計画相談支援	見込量	73	77	80
	利用実績	80	81	見込(82)

＜計画＞

障害福祉サービスの需要が高まっているため、増加を見込んでいます。障害のある人のニーズを把握し、必要な障害福祉サービス等につなぐためには、適切なケアマネジメントの実践が重要となることから、研修等の周知に努めるとともに、関係機関との連携により相談支援専門員の確保に向けて広報等に取り組みます。

（単位：人／月）

区分／年度	R3	R4	R5
計画相談支援	83	84	85

（2）地域移行支援

＜サービス内容＞

障害者支援施設や矯正施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者等を、地域生活に移行するに当たり、住居の確保や地域生活を送る上での相談、関係機関等への同行支援等を行う事業です。利用期間は6箇月以内で、原則として1回に限り更新することができます。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

平成28年度から令和元年度は利用実績がありませんでしたが、令和2年度は1人の実績がありました。

（単位：人／月）

区分／年度		H30	R元	R2
地域移行支援	見込量	1	1	2
	利用実績	0	0	見込(1)

<計画>

障害者支援施設や精神科病院の長期入院患者が地域生活へ移行していくためには、地域移行支援による支援が重要であることから、研修等の周知を通じて、相談支援専門員の育成と確保に努めます。

（単位：人／月）

区分／年度	R3	R4	R5
地域移行支援	1	1	2

(3) 地域定着支援

<サービス内容>

居宅において、単身で生活している障害のある人や、家庭の状況等により同居している家族からの支援が受けられない障害者に対し、24時間の相談支援や緊急訪問、緊急対応等を行う事業です。

<第5期見込量に対する実績状況>

平成28年度から令和元年度は利用実績がありませんでしたが、令和2年度は1人の実績がありました。

（単位：人／月）

区分／年度		H30	R元	R2
地域定着支援	見込量	1	1	1
	利用実績	0	0	見込(1)

<計画>

障害者支援施設や精神科病院の長期入院患者が地域生活へ移行した後に安心して生活を続けられるよう、光市地域自立支援協議会や関係機関との連携により支援体制を強化していくとともに、サービスの周知にも努めます。

（単位：人／月）

区分／年度	R3	R4	R5
地域定着支援	1	1	1

5 障害児支援

（1）児童発達支援

＜サービス内容＞

就学前の障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行う児童発達支援と、肢体不自由があり、機能訓練や医療的ケア等の治療を併せて行う医療型児童発達支援があります。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

市内及び近隣市において、令和元年度に1事業所、令和2年度に2事業所が新設され、利用実績は増加しています。また、令和元年10月より、児童発達支援等の利用者負担が無償化となったことも増加要因の一つと考えています。

区分／年度		H30	R元	R2	
児童発達支援	見込量	(人日/年)	740	690	640
		(人日/月)	62	56	53
	利用実績 (人日/月)	34	82	見込 (133)	

＜計画＞

令和2年度に年齢到達による終了者が多数のため、令和3年度からは微減を見込んでいます。現状、発達障害と診断される児童が増加傾向にあり、ニーズの高いサービスであるため、支援が必要な児童が早期に療育が受けられるよう、関係機関と連携し、早期発見・早期療育に努めます。

(単位：人日／月)

区分／年度	R3	R4	R5
児童発達支援	108	108	108

（2）放課後等デイサービス

＜サービス内容＞

就学中の障害のある児童を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う事業です。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

市内及び近隣市において、令和元年度に1事業所、令和2年度に2事業所が新設され、利用実績は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルスによる特別支援学校等の臨時休

業に伴いサービスの利用を自粛した方が多く、令和2年度は利用実績が減少しています。

区分／年度			H30	R元	R2
放課後等デイサービス	見込量	(人日/年)	6,818	7,721	8,176
		(人日/月)	568	643	681
	利用実績(人日/月)		649	688	見込(625)

<計画>

令和2年度は新型コロナウイルスの影響で一時的に利用実績が減少していますが、利用ニーズの高いサービスであるため、今後もゆるやかに増加していくことが見込まれます。高まるニーズに応え、支援が必要な児童が成長に応じたサポートを受けられるよう、関係機関と連携して、支援体制の整備に努めます。

(単位：人日/月)

区分／年度	R3	R4	R5
放課後等デイサービス	710	710	720

(3) 保育所等訪問支援

<サービス内容>

保育所等を定期的に訪問し、障害のある児童が集団生活に適応できるよう、障害のある児童や保育所等の職員に対し、専門的な支援を行う事業です。

<第5期見込量に対する実績状況>

市内に実施可能な事業所がないため、近隣の3事業所でサービス提供体制を確保しており、おおむね見込みどおりの実績となっています。

区分／年度			H30	R元	R2
保育所等訪問支援	見込量	(人日/年)	4	4	4
		(人日/月)	1	1	1
	利用実績(人日/月)		2	1	見込(1)

<計画>

市内に事業所はなく、近隣の3事業所のみです。制度の周知等を進め利用の促進を図りますが、現時点では第5期の実績と同程度と見込んでいます。

(単位：人日/月)

区分／年度	R3	R4	R5
保育所等訪問支援	1	1	1

（4）障害児相談支援

＜サービス内容＞

児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援を利用している児童を対象に、相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成し、サービス調整や生活全般の相談に対応する事業です。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

障害児通所支援の新規利用・継続利用の実績増加に伴い、障害児相談支援も比例して増加しています。また、障害児通所支援の新規利用者等については、モニタリングの頻度を高め、支援を強化していることも増加要因の一つと考えています。

（単位：人／月）

区分／年度		H30	R元	R2
障害児相談支援	見込量	16	16	16
	利用実績	21	24	見込（30）

＜計画＞

障害児支援の需要が高まっているため、現状と同程度の利用を見込んでいます。引き続き、児童発達支援や放課後等デイサービス等の円滑な利用に向けて、各種研修会や光市地域自立支援協議会（相談・権利擁護部会）を活用し、相談支援専門員の資質向上に努めます。

（単位：人／月）

区分／年度		R3	R4	R5
障害児相談支援		30	30	30

6 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市及び県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。

（1）コミュニケーション支援事業

＜サービス内容＞

意思疎通を図ることが困難な障害のある人に、手話通訳者等を派遣して、意思疎通の円滑化を図ることを目的としている事業です。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

見込量を下回る利用実績となっています。また、令和2年2月以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴うイベント等の中止により、利用実績が減少しています。

（単位：回／年）

区分／年度		H30	R元	R2
コミュニケーション支援事業	見込量	12	12	12
	利用実績	7	4	見込(4)

＜計画＞

利用実績は減少していますが、コミュニケーションに障害がある人にとって意思疎通を図る上で必要な事業であるため、事業の周知に努めると共に、派遣要請に対し、適切なコーディネートができるよう、派遣体制の充実を図ります。

（単位：回／年）

区分／年度	R3	R4	R5
コミュニケーション支援事業	10	10	10

（2）日常生活用具給付事業

＜サービス内容＞

重度の障害のある人に対し、排泄管理支援用具等生活の自立を促進するための用具を給付することで、日常生活の便宜を図ることを目的としている事業です。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

見込量を下回っていますが、膀胱・直腸機能障害のある人が増加傾向にあり、排泄管理支援用具の給付が増加していることを主な要因として利用実績は伸びています。

第4章 障害福祉サービス等の円滑な推進（障害福祉計画）

(単位：件／年)

区分／年度		H30	R元	R2
日常生活用具給付事業	見込量	750	775	800
	利用実績	653	678	見込(725)

<計画>

今後も引き続き膀胱・直腸機能障害のある人の増加が見込まれることから、主に排泄管理支援用具の増加を見込んでいます。

今後も、引き続き事業の周知に努め、障害のある人の円滑な日常生活を支援します。

(単位：件／年)

区分／年度	R3	R4	R5
日常生活用具給付事業	747	770	793

(3) 移動支援事業

ア リフト付タクシー運行事業

<サービス内容>

車いす使用者や寝たきりの障害者及び高齢者に対する移動支援として、リフトやストレッチャーを装備したタクシーの運行事業を実施しています。

<第5期見込量に対する実績状況>

介護タクシー事業者の新規参入等により、見込量を下回る利用実績となっています。

(単位：件／年)

区分／年度		H30	R元	R2
リフト付タクシー運行事業	見込量	800	800	800
	利用実績	407	428	見込(436)

<計画>

車いす使用者や寝たきりの障害のある人及び高齢者の通院時等の重要な移動手段として、必要性の高い事業ですが、介護タクシー事業者が新規参入していることから、今後の事業のあり方について検討します。

(単位：件／年)

区分／年度	R3	R4	R5
リフト付きタクシー運行事業	440	440	440

イ 移動支援事業

＜サービス内容＞

単独で屋外での移動が困難な知的障害者、精神障害者に対し、社会参加や外出支援を行う事業です。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

当初見込んでいた利用者の利用がなかったこと等により、見込量を下回る実績となっています。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出の自粛により、利用実績は減少しています。

区分／年度		H30	R元	R2	
移動支援事業	見込量	(時間/年)	750	750	750
		(時間/月)	63	63	63
	利用実績 (時間/月)	48	48	見込 (33)	

＜計画＞

屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会参加や外出支援を行う事業であり、第5期計画中と同程度の利用を見込んでいます。今後、障害のある人のニーズに応じ、活動範囲等の拡大を視野に入れ、相談支援事業所と連携を図りながら、事業の周知に努めます。

(単位：時間/月)

区分／年度	R3	R4	R5
移動支援事業	48	48	48

(4) 地域活動支援センター事業

＜サービス内容＞

障害のある人に対して日中活動の場を提供し、創作活動や生産活動の機会や社会との交流促進を図る事業です。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

心身障害者福祉作業所1箇所、周南圏域の相談支援事業所1箇所及び身体障害者デイサービスセンターの事業の一部を地域活動支援センターとして運営しています。なお、心身障害者福祉作業所については、実施施設の老朽化のため、令和2年度をもって閉所します。

(単位：箇所数)

区分／年度		H30	R元	R2
地域活動支援センター	見込量	3	3	3
	利用実績	3	3	見込 (3)

第4章 障害福祉サービス等の円滑な推進（障害福祉計画）

<計画>

障害のある人に対して日中活動の場として、引き続き事業を継続します。

(単位：箇所数)

区分／年度	R 3	R 4	R 5
地域活動支援センター	2	2	2

(5) 日中一時支援事業

<サービス内容>

障害のある人を障害者支援施設等で一時的に預かることで、障害者等に日中活動の場を提供し、日常的な訓練を行い、また、障害のある人を日常的に介護している家族の負担軽減を目的とする事業です。

<第5期見込量に対する実績状況>

おおむね見込みどおりの実績で推移していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、日中一時支援の利用を自粛された利用者も多く、利用実績は減少しています。

区分／年度		H30	R元	R 2
日中一時支援 事業	見込量	(回/年)	3,900	3,900
		(回/月)	325	325
	利用実績 (回/月)	329	321	見込 (297)

<計画>

日中一時支援事業は、ニーズも高く、現在11事業所に委託しています。第5期計画中の利用傾向を踏まえ、現状と同等の利用を見込んでいます。

(単位：回／月)

区分／年度	R 3	R 4	R 5
日中一時支援事業	320	320	330

（6）生活訓練事業

＜サービス内容＞

生活訓練事業として、料理教室や裁縫教室といった、障害のある人が日常生活に必要な訓練や指導を行っています。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

見込量は下回っていますが、調理や裁縫、整理収納など、生活に身近な訓練を目的として、例年、一定数の利用があります。

（単位：人／年）

区分／年度		H30	R元	R2
生活訓練事業	見込量	35	35	35
	利用実績	25	27	見込 (26)

＜計画＞

障害がある人にとって生活に必要な訓練を行う事業であり、ニーズは高いと考えられます。生活の質の向上を図る事業として、主に料理教室の開催や栄養士等による調理指導、栄養指導といった生活の質的向上を図る事業として、今後も推進に努めます。

（単位：人／年）

区分／年度	R3	R4	R5
生活訓練事業	27	27	28

（7）福祉機器リサイクル事業

＜サービス内容＞

不要になった福祉機器の修理・洗浄等を行い、これを必要とする人にあっせんする事業です。資源の有効活用として、事業を展開しています。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

利用実績はありませんでした。

（単位：件／年）

区分／年度		H30	R元	R2
福祉機器リサイクル事業	見込量	10	10	10
	利用実績	0	0	見込 (0)

第4章 障害福祉サービス等の円滑な推進（障害福祉計画）

<計画>

資源の有効活用につながる事業として、今後も事業を継続すると共に、リサイクル品の受入れについて、広報掲載等で周知を図ります。

(単位：件／年)

区分／年度	R 3	R 4	R 5
福祉機器リサイクル事業	5	5	5

(8) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

<サービス内容>

スポーツを通じた体と心の健康の維持増強を図るとともに、積極性や協調性を養うことで、障害のある人の社会参加の促進等を図るための事業です。

<第5期見込量に対する実績状況>

利用実績は、おおむね見込量に近い人数で推移しています。周南3市身体障害者ふれあいフェスタや光市心身障害児者体育大会を行っています。

(単位：人／年)

区分／年度		H30	R元	R 2
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	見込量	350	350	350
	利用実績	302	261	見込(0)

<計画>

スポーツを通じ、障害のある人の身体機能の回復に努めると共に、障害のある人と障害のない人が集い交流することで、障害者理解の推進に努め、共生社会の実現を図っていきます。

(単位：人／年)

区分／年度	R 3	R 4	R 5
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	300	300	300

(9) 点字・声の広報等発行事業

＜サービス内容＞

文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点訳、音訳等、分かりやすい方法により、市の広報、生活情報、その他必要度の高い情報などを定期的に提供する事業です。特に視覚障害者に対する情報支援として重要な事業となっています。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

おおむね見込みどおりの実績となっています。

(単位：人／年)

区分／年度		H30	R元	R2
点字・声の広報等発 行事業	見込量	14	14	14
	利用実績	11	11	見込(11)

＜計画＞

特に視覚障害者に対する情報支援として、必要度の高い情報を分かりやすく提供できるよう、引き続き、事業の継続及び周知を図っていきます。

(単位：人／年)

区分／年度	R3	R4	R5
点字・声の広報等発行事業	11	11	11

(10) 運転免許取得・改造費助成事業

＜サービス内容＞

障害のある人の社会参加の促進を図るための助成事業として、外出の機会を確保するための事業です。

＜第5期見込量に対する実績状況＞

おおむね見込みどおりの実績となっています。

(単位：人／年)

区分／年度		H30	R元	R2
自動車運転免許取得 助成	見込量	3	3	3
	利用実績	4	1	見込(3)
自動車改造費助成	見込量	3	3	3
	利用実績	2	2	見込(3)

第4章 障害福祉サービス等の円滑な推進（障害福祉計画）

<計画>

障害のある人の外出の機会を確保し、自立した社会生活を送ることができるよう、今後も引き続き事業を継続するとともに、事業の周知に努めます。

(単位:人/年)

区分/年度	R 3	R 4	R 5
自動車運転免許取得助成	3	3	3
自動車改造費助成	3	3	3

第4節 障害福祉サービス等の目標値の設定及び目標達成のための方策

障害のある人の地域生活を進める上で、施設入所者の地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行は重点課題です。国の基本指針では、「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行」等について、成果目標を設定するよう求めています。本市においても、国の基本指針を踏まえ、現状の動向等を勘案しながら、各項目についての数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ここでは令和元年度末時点の全施設入所者を基準に、令和5年度末までの「地域移行者数」及び令和5年度末時点の「入所者削減数」の目標値を設定します。

国の基本指針における目標値は令和元年度末時点の施設入所者から、地域移行者数については6%以上、入所者削減数については1.6%以上削減することを基本としていますが、県内の状況等を勘案し、山口県との連携のもと、数値目標を以下のとおり設定しました。

目標達成には、グループホームや自立した生活を援助する支援体制の構築が必要であり、山口県と連携し、社会福祉法人や特定非営利活動法人等と協力しながら体制整備に向けた検討を進めます。

項 目	数 値	備 考
令和元年度末時点の施設入所者数（A）	90人	令和元年度末全施設入所者数（注）
目標年度入所者数（B）	89人	令和5年度末時点の利用人数
【目標値】 地域生活移行者数	2人 (2.2%)	施設入所からGH等へ移行する者の数 ※国の基本指針における目標値 6%
【目標値】 入所者削減見込 (A－B)	1人 (1.1%)	退院可能な精神障害者の施設利用を加味した令和5年度末までの実質的な施設入所者の削減数 ※国の基本指針における目標値 1.6%

（注）令和元年度末が国の基準

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

ここでは、「地域生活支援拠点等の機能の充実」について、目標を設定します。

本市では、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障害者やその家族が安心して生活するため、相談、緊急時の受入れ、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能を市内事業所で補完しあう体制（面的整備型）で地域生活支援拠点等の整備を進めています。地域生活支援拠点等が地域のニーズに対応するために必要な機能の水準や充足については、光市地域自立支援協議会等において継続して検証・検討を行います。

また、国の基本指針では、各市又は圏域で1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本としており、本市では国の基本指針どおり目標設定します。

項 目	数 値	備 考
地域生活支援拠点の設置個所数	1 か所	令和2年度に面的整備型で設置
機能の充実に向けた検証及び検討の回数	年1回以上	光市地域自立支援協議会等で実施

3 福祉施設（注）から一般就労への移行等

ここでは、令和元年度実績を基準に、令和5年度における「施設から一般就労への移行者数」及び「就労定着支援事業の利用者数」について、目標値を設定します。

「施設から一般就労への移行者数」について、国の基本指針における目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とし、そのうち、就労移行支援事業を通じた移行者数を1.30倍以上、就労継続支援A型については1.26倍以上、就労継続支援B型については1.23倍以上を基本としていますが、県内の状況等を勘案して、以下のとおり数値目標を設定します。

また、「就労定着支援事業の利用者数」については、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することが基本とされており、本市では国の基本指針どおり数値目標を設定します。

目標達成には、障害のある人の能力や景気の動向により大きく変動することも考えられますが、訓練の成果が社会で活用され社会参加が実現できるよう、施設や職業安定所、相

談支援事業所等とも連携を図り、目標の達成を目指します。

（注）ここでいう「施設」とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所のことをいいます。

項 目	数 値	備 考
令和元年度の 一般就労移行者数	5人	令和元年度において施設を退所し、 一般就労した者の数（注）
うち就労移行支援 事業の利用者数	0人	令和元年度において就労移行支援事業 を経て一般就労した者の数
うち就労継続支援 A型の利用者数	4人	令和元年度において就労継続支援A型 事業を経て一般就労した者の数
うち就労継続支援 B型の利用者数	0人	令和元年度において就労継続支援B型 事業を経て一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行 者数	5人 (1.00倍)	令和5年度中に施設を退所し、一般就労 する者の数 ※国の基本指針における目標値 1.27倍
うち就労移行支援 事業の利用者数	1人 (皆増)	令和5年度中に就労移行支援事業を経 て一般就労する者の数 ※国の基本指針における目標値 1.30倍
うち就労継続支援 A型の利用者数	3人 (0.75倍)	令和5年度中に就労移行支援事業を経 て一般就労する者の数 ※国の基本指針における目標値 1.26倍
うち就労継続支援 B型の利用者数	1人 (皆増)	令和5年度中に就労移行支援事業を経 て一般就労する者の数 ※国の基本指針における目標値 1.23倍
【目標値】 目標年度の 就労定着支援利用者数	4人 (8割)	令和5年度中に施設から一般就労へ移 行し、就労定着支援を利用する者 ※国の基本指針における目標値 7割

（注）令和元年度が国の基準

4 障害児支援の提供体制の整備等

第6期計画における障害児支援の提供体制の整備については、発達障害や重症心身障害児等への対応等、医療機関等との連携による専門的な支援体制の構築が求められることから、子ども子育て関連施策とも調整を図り、「児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実」、「医療的ケア児支援のための関係機関の場の設置及びコーディネーターの配置」等について、県や周南市、下松市と連携のもと、周南圏域における体制整備に努めます。

5 相談支援体制の充実・強化等

第6期計画における相談支援体制の充実・強化等については、障害の種別や各種のニーズへ対応できる総合的・専門的な相談支援の実施が求められることから、光市地域自立支援協議会（相談・権利擁護部会）等において、地域課題の検討や困難ケース等の事例検討を実施するとともに、各種研修会等の開催や情報提供を行い、相談支援専門員のスキルアップ及び関係機関との連携強化につなげていきます。

項目	数値	備考
相談支援専門員の情報共有や事例検討の場の確保	年6回	光市地域自立支援協議会（相談・権利擁護部会）等で実施
研修会の開催	年1回以上	権利擁護講演会や介護支援専門員との合同研修会等の開催

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業所が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、障害者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供が求められています。このため、本市では、市職員が障害特性に応じた対応方法や障害福祉サービス、権利擁護等に関する専門的な研修に積極的に参加することで得た知識や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析等に基づき、事業所支援の取組強化につなげていきます。

7 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、保健、医療及び福祉関係者等による重層的な連携による支援体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められています。このため、本市では、国の基本指針に基づき、関係者間の顔の見える関係づくりを構築し、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を進めます。

項 目	数 値	備 考
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回以上	光市地域自立支援協議会（地域生活部会）等で実施
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回以上	光市地域自立支援協議会（地域生活部会）等で実施

第5章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進体制

第2節 広報・啓発活動の推進

第3節 計画の進行管理

共生社会を実現するため、各関係機関と連携を図りながら、総合的かつ計画的に本計画を推進します。

第1節 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、以下に掲げる点に配慮して行います。

1 庁内関係部局との連携

庁内関係部署との連携のもと、「第2次光市総合計画」や「第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の各計画の進捗状況等の把握に努めるとともに、整合性を図りつつ、本計画を推進します。

2 関係機関との連携と協働

計画の推進に当たっては、福祉、医療、教育、雇用等多様な分野との連携が必要となります。また、国や県の動向を踏まえながら、社会福祉法人・特定非営利活動法人等、各種関係機関や団体などと相互の緊密な連携を図りつつ、協働の視点に立って、総合的に推進します。

3 地域との連携

障害のある人が地域においてその人らしく生活をするためには、地域住民の障害や障害のある人に対する理解が不可欠です。社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会等と連携・協働を図りながら、障害のある人に対する理解の促進に努めます。

第2節 広報・啓発活動の推進

さまざまな広報・啓発活動はもとより、交流・ふれあいを通じた障害のある人と障害のない人の相互の理解に向け、また、心のバリアフリーを進めるため、広報・啓発活動を推進します。

第3節 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、障害のある人やその家族をはじめ、事業者や教育、雇用等のさまざまな分野で構成される、光市地域自立支援協議会において、共生社会の実現に向けた施策の取組や、実施状況の確認を行い、総合的かつ計画的に推進します。また、第6期障害福祉計画の進捗管理については、サービス見込量の達成状況や地域生活への移行及び一般就労への移行の状況等の管理を行うとともに、意見の聴取を行い、推進に向けた取組を検討します。

資 料

参考資料

1 策定経過

(1) 光市地域自立支援協議会開催状況

障害のある人等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者からの意見等を反映するため、光市地域自立支援協議会において、計画の策定などについて協議を行いました。

第 1 回	令和 2 年 8 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次光市障害者福祉基本計画の改定及び第 6 期光市障害福祉計画策定方針について ・計画策定スケジュールについて ・アンケート調査の実施について ・第 5 期障害福祉計画の進捗状況について
第 2 回	令和 2 年 12 月 25 日	・第 3 次光市障害者福祉基本計画の改定及び第 6 期光市障害福祉計画（案）中間報告について
第 3 回	令和 3 年 3 月 19 日	・第 3 次光市障害者福祉基本計画の改定及び第 6 期光市障害福祉計画（案）について

(2) 福祉に関するアンケート調査

障害のある人の実態、サービスの利用意向等についてのニーズを把握するとともに、障害のない人へ意識調査を行いました。

	障害のある人	障害のない人
調査対象	障害者手帳、自立支援医療（精神通院）、特定医療費（指定難病）の認定又は交付を受けている人及び障害福祉サービスの利用実績がある人の中から 500 人	光市に住民登録のある 18 歳以上の人の中から、左記の対象者を除いた 1,000 人
抽出方法	無作為抽出	
調査方法	郵送によるアンケートの配布・回収	
調査期間	令和 2 年 9 月 8 日～30 日	
回答者	298 人	447 人
回答率	59.6%	44.7%

(3) 第3次光市障害者福祉基本計画の改定及び第5期光市障害福祉計画(案)に対する意見募集(パブリックコメント)

市民の皆様のご意見・ご提言を、より反映させた計画とするため、計画の案を公表し、これに対する意見を募集しました。

案 件 名	第3次光市障害者福祉基本計画の改定及び第6期光市障害福祉計画(案)に対する意見について
募集期間	令和2年12月21日～令和3年1月21日
提出件数	0件

光市障害者福祉基本計画等策定協議会設置要綱

平成29年6月9日

告示第74号

(設置)

第1条 障害者福祉基本計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたって、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第7項の規定に基づき、有識者等の意見を幅広く聴取するため、光市障害者福祉基本計画等策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、計画の策定に関し、提言及び提案を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者団体関係者
- (3) 福祉従事者
- (4) その他関係団体関係者
- (5) 行政機関の職員
- (6) 社会教育団体関係者
- (7) 公募により選出された者
- (8) その他市長が必要と認める者

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の意見を聴くことができる。

(設置期間及び任期)

第6条 協議会の設置期間は、計画の策定が完了するまでとする。

2 委員の任期は、協議会の設置期間とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年6月9日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、最初の協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

3 この告示は、第6条第1項に規定する日限り、その効力を失う。

光市障害者福祉基本計画等策定協議会委員

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者	藤 井 正 彦	聖光高等学校社会福祉専門科教諭
	西 川 麻里子	元小学校教諭（地域コーディネーター）
障害者関係団体	齊 藤 勉	光市身体障害者相談員
	末 本 恵美子	光市視力障がい者協会会長
	中 原 健 次	光市肢体不自由児者父母の会会長
	木 村 武 士	光市手をつなぐ育成会会長
	田 中 紘 子	周南さわやか家族会会長
福祉従事者	國 澤 宗 厳	障害者支援施設ひかり苑施設長
	室 本 好 重	合同会社「歩夢」代表（社会福祉士）
	岩 佐 光 恵	NPO 法人「虹のかけ橋」理事長
	埴 亮 次	大和あけぼの園施設長
その他関係団体	西 川 公 博	光市社会福祉協議会会長
	池 田 芳 晴	光市民生委員児童委員協議会会長
行政機関	瀬 田 秀 樹	下松公共職業安定所雇用指導官（11月30日まで）
	藤 井 浩 子	下松公共職業安定所雇用指導官（12月1日から）
	吉 野 健	周南健康福祉センター保健福祉企画室長
社会教育団体関係者 （人権に関する有識者）	堀 歳 子	光市更生保護女性会会長
	小 川 善 昭	光・下松保護区保護司会会長
公募	藤 原 博 子	
	須 磨 千恵子	

(平成 30 年 3 月)

光市地域自立支援協議会設置要綱

平成20年6月30日

告示第108号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、光市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害福祉計画の進行管理に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (7) その他必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる関係団体等のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者関係団体の代表者
- (3) 福祉従事者
- (4) 行政機関
- (5) その他関係団体

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、その者の職務により委嘱された者がその職を有しなくなったときは、後任者を補欠の委員とし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者の意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 専門の事項を協議するため、協議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、協議会の最初の会議は、市長が招集する。

附 則 (平成24年告示第84号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第45号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第102号)

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

光市地域自立支援協議会委員

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者	藤 井 正 彦	聖光高等学校社会福祉専門科教諭
	新 山 律 子	小学校教諭（地域コーディネーター）
障害者関係団体	齊 藤 勉	光市身体障害者相談員
	末 本 恵美子	光市視力障がい者協会会長
	中 原 健 次	光市肢体不自由児者父母の会会長
	少 貳 清 子	光市手をつなぐ育成会会長
	田 中 紘 子	周南さわやか家族会会長
福祉・医療従事者	國 澤 宗 厳	障害者支援施設ひかり苑施設長
	室 本 好 重	合同会社「歩夢」代表（社会福祉士）
	本 山 京 子	訪問看護ステーション光管理者
	埜 亮 次	大和あけぼの園施設長
その他関係団体	梅 本 貞 則	光市社会福祉協議会会長
	竹 本 新 助	光市民生委員児童委員協議会会長
行政機関	宇 都 康 之	下松公共職業安定所雇用指導官
	大 橋 武 文	周南健康福祉センター保健福祉・総務室室長

(令和3年3月)

第3次光市障害者福祉基本計画（改定）及び第6期光市障害福祉計画

発行日：令和3年3月

発行：山口県光市

編集：光市福祉保健部福祉総務課

〒743-0011 山口県光市光井二丁目2番1号

光市総合福祉センターあいぱーく光

TEL 0833-74-3001

URL <https://www.city.hikari.lg.jp/>